

第百五十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 七 号

平成十五年四月二十五日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 佐々木秀典君

理事 逢沢 一郎君 理事 小野 晋也君
理事 星野 行男君 理事 渡辺 博道君
理事 中沢 健次君 理事 山内 功君
理事 遠藤 和良君 理事 西村 眞悟君
理事 大村 秀章君 理事 嘉数 知賢君
理事 木村 隆秀君 理事 小西 理君
理事 近藤 基彦君 理事 菅 義偉君
理事 鈴木 恒夫君 理事 高橋 一郎君
理事 谷川 和穂君 理事 林 省之介君
理事 山本 公一君 理事 吉川 貴盛君
理事 石毛 鏡子君 理事 大島 章宏君
理事 永田 寿康君 理事 横路 孝弘君
理事 太田 昭宏君 理事 吉井 英勝君
理事 北川れん子君 理事 江崎洋一郎君

国務大臣

(国家公安委員会委員長)

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

政府参考人

(警察庁刑事局長)

政府参考人

(警察庁交通局長)

内閣委員会専門員

委員の異動

四月二十日

委員釘宮警君が退職された。

同日

補欠選任

奥山 茂彦君 吉川 貴盛君
金子 恭之君 近藤 基彦君

亀井 久興君 鈴木 恒夫君
谷本 龍哉君 小西 理君
近岡理一郎君 山本 公一君
平野 博文君 永田 寿康君

同日

辞任

小西 理君 補欠選任
近藤 基彦君 谷本 龍哉君
鈴木 恒夫君 金子 恭之君
山本 公一君 亀井 久興君
吉川 貴盛君 近岡理一郎君
永田 寿康君 奥山 茂彦君
平野 博文君

四月二十五日

道路交通法の改正に関する陳情書(山口県美祿市大嶺町東分来福台二の一二の四益田悟(第五六号)

同日

NPOの育成促進に関する意見書(前橋市議会(第六三七六号)

観光行政充実のための観光省の早期創設に関する意見書(静岡県熱海市議会(第六三七七号)

景気対策と雇用拡大の積極対応に関する意見書(兵庫県伊丹市議会(第六三七八号)

小泉首相の戦争支持撤回を求めることに関する意見書(兵庫県安富町議会(第六三七九号)

国民の健康保護、食品の安全性を確保するための、食品安全行政確立に関する意見書(沖縄県渡名喜村議会(第六三八〇号)

非営利法人に対する課税に関する意見書(東京都狹江市議会(第六三八一号)

マイナスイテ反対及びILO勧告を受け入れた公務員制度改革の実現に関する意見書(秋田市議会(第六三八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長栗本英雄君及び警察庁交通局長属憲夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐々木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永田寿康君。

○永田委員 おはようございます。

まず、自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案についてでございますが、特に私が関心があるのは、事故証明の発行業務という部分について、恐らく民間会社化されてもこの法人が引き続き独占して業務を行うんだらうというふうに思っています。

事柄の性格からして、新規参入というか、いろいろな複数の会社に入っていく業務を任せるといのは難しいのかもしれませんが、しかし、一般論からいって、民間会社化することの大きなメリットというのは、複数の企業がお互いに市場原理に基づいて競争することによって、効率的にしかも安価に業務を進めていくことができるという部分

にあるんだと思います。何とかして、できるだけ、この法人が担う業務の多くの部分で、複数の会社がマーケット原理に基づいて競争するような仕組みというものを考えることはできないのかというのを、ちょっと簡単に質問しておきたいと思っています。

○属政府参考人 お答えいたします。

自動車安全運転センターにつきましては、交通事故歴や交通違反歴等の個人情報を取り扱う、そういった業務の特性上、複数の民間事業者の参入を認めて競争原理を働かせるということは、なかなかないという面がございます。そうしたことから、その業務の実施主体については、民間法人化後もセンターに引き続き限定することとしております。

今回の民間法人化によりまして、センターの自主性、自立性が向上し、センターみずから積極的に国民のニーズを把握して、国民の期待により一層こたえる業務運営を行うことができるようになるものと考えております。

例えば、交通事故証明書の申請者が、インターネット等で交通事故証明書を申請したり交付を受けることができるようにすること等につきましても、政府の規制改革推進三カ年計画を踏まえて現在検討中でありまして、十六年度中に結論を得ることとしております。

警察庁としましては、センターの民間法人化後、センターにおいて国民の期待に一層こたえる業務運営が行われるように、適切に指導監督を行ってまいりたいというふうに考えております。

○永田委員 本来であれば、もう少し突っ込んで、こういうふうな仕組みを考えれば複数の企業が競うようにできるよということは、幾らでもお話しはできるんです。

例えば、損害保険会社なんというのは、個人の

事故情報を膨大に持っていて、しかもその機密をきちんと管理、保持しながら業務をやっているわけ、民間企業であるから事故に関する個人情報がかきとんと管理できないというような理屈というのは、正当性が希薄ではないかというふうに僕は思っています。

きょうのところはこれぐらいにしておきまして、今、世論としてこの永田町を揺るがしている松浪議員の問題について質問をしていきたいというふうに思っています。

二〇〇三年四月十六日の読売新聞の夕刊、これは報道ベースのお話でございますが、松浪議員が、当時市長さんであった向江さんという方の仲介で、大阪府警の刑事に対して頼み事をしたというようなことが書かれています。いろいろな論点があるんですが、全体としてこれが事実かどうかということとを一度確認しておきたいと思えます。

○栗本政府参考人 今委員御指摘の報道がございましたことは承知しております、これを踏まえて、大阪府警におきまして、関係者の方から事実確認などを行っているところでございます。

これまでの大阪府警からの報告によりますと、当時、大阪府警の警察官が大阪府の泉佐野市長らと会食した際、お尋ねの議員が同席していたことは事実であります。その際、御指摘のような仲介を議員から依頼されたというような事実はなく、また、後日、当該警察官が御指摘のような事案に関与したことはないとの報告を受けております。

○永田委員 それ以外の部分はおおむね事実であるというふうに確認されたわけでありましょうか。

○栗本政府参考人 今報道をちよつと持ち合わせておりませんが、いろいろな面からの報道がございますので、今は府警として確認できる事実に基づいて御説明したものでございます。

○永田委員 つまり、問題になっているのは、当時の向江市長が松浪議員から頼まれて刑事を一人紹介した、仲介をしたという言葉がこの報道では

なされております。つまり、だれか刑事さんが市長から紹介された、松浪さんに紹介されたというふうな、ここまでは事実なんですね。

○栗本政府参考人 これは、市長と会食をした際に、市長から議員を警察官を紹介されたという聞いております。

○永田委員 その会食はいつですか。

○栗本政府参考人 これまでの確認では、約五年前の話でございます。明確に何月ごろというような関係者の話は出ておりませんが、やはり平成十年ごろではなからうかという報告を受けております。

○永田委員 何月ぐらいかということとはわからないんですか。

○栗本政府参考人 あくまでも、関係警察官がこれまでに事実を確認させていただいたものの話を見ますと、余り明確に、内容等も含めて、時期も詳細に記憶していないというところでございます。

ただ、ただいま先生の御指摘になられた報道等では、平成十年三月末ごろですか、そういう報道は承知しております。それを踏まえて確認をいたしておりますが、はっきりとしたところかどうかというところが明確でないという意味でございます。

○永田委員 時期と内容が明確でない会食について、内容がこの報道とは違うことであつたということを確認するのは困難であると思うんですが、一体どういう内容の会食だったか、どういう調査になっておりますか。報告の事実を教えてください。

○栗本政府参考人 まず、そのような会食は一回だけでございますから、詳しい点、いつということとはございませんが、当該当時の警察官が市長らとお尋ねの議員と会食したのは過去に一回であり、そういう意味において、明確な時期等については記録がございませんが、恐らく平成十年ごろであろう。したがって、報道等を否定するものではありません。したがって、確認ができていないということでございます。

それからまた、今のお尋ね、どのようなもので

あるかというお尋ねかと存じますが、先ほど申し上げましたように、これまでの報告では、報道のようなその事案に関する仲介を受ける、これは市長への仲介ではなくて、別の関係者に対して仲介を刑事が受けたのではなからうかという報道かと。その報道は、刑事が議員の依頼を受けた、何かトラブルがあることに對して仲介をしたのではなからうかという報道だと私は存じております。そのような仲介はもちろん受けていないという認識を持つておるということでございます。

それでは、今御指摘の、この会食の際にどのような内容があつたのかということかと思ひます。これにつきましては、そのような仲介は受けていないという認識を持つておりますが、そのほかの、議員が被害者の立場になり得るようなトラブルに関する問題であつたと報告を受けております。その際に、相談を受けました当該警察官は、そのお話を承つた相談内容によれば、直ちに事件として立件するということは大変難しいような状況であつた、したがって、今後、その関係におきまして、いろいろトラブル等で御心配の点があれば、警察署へ届けた方がよい旨、あるいは状況によつては自分にも相談して結構ですというような趣旨の助言をしたと聞いております。

○永田委員 昨日質問取りに承りました。御省の職員の方にありますと、別の団体と松浪議員とのトラブルについて解決に協力をしてほしいというふうな、別の団体という言葉を使つて昨日説明されたんですが、何か別の団体がかわつていてという内容だったんでしょうか。

○栗本政府参考人 今申し上げましたように、先ほどの、別の、報道のような、仲介の依頼を受けたということとはございませんけれども、今申し上げましたように、議員から、大変困つていてということ踏まえた、被害的な立場での相談でございますので、私も警察として、その具体的な内容がどのようなものかということ、もちろん関係者のプライバシー等にもかかわるものでございますから、このような場においてその内容を明らかにすることは差し控えていた。だいたいと存じます。

いずれにしましても、その相談を受けました後、関係警察官がそのことについて事後関与したこともございませぬし、また、議員側から再度その関係においての依頼を受けたこともないという報告をいただいております。

○永田委員 相手方のプライバシーに配慮をしてその事案の内容については説明できないというお話でありましたが、一般論としてそのような説明をするようになるだろうということは、きのうから御省の職員の方から説明を受けておりましたので、それはそうなんだろうと思ひますけれども、しかし、事は、今回非常に特別なケースでありました。暴力団というのは反社会的な活動をすることを目的に組織された存在でありまして、この反社会的な活動を目的とする組織と国会議員がつき合つていゝというものは、それは法律には触れないにしても、官房長官その他、保守新党の幹部の皆さんおつしやるように、法律には触れないにしても、極めて異常なというか、よくないことであるというふうに思ひます。

ですから、世間で、松浪さん、もう議員を辞職しなさいというふうに世論が大変渦巻いておるわけでございますが、これはなぜかという、前回の総選挙は二〇〇〇年ですね、それよりも前にこの事件というのは起こつてゐるわけですよ。暴力団とのつき合いがあつたということはその前の話です。ということは、暴力団とつき合いがあると

いうことを隠したまま行われた西暦二〇〇〇年の選挙というものは、民主的正当性が乏しいのではないかと話なんです。ですから、一回おやめになつて、そして、もう一回選挙に出るんだつたら出なさい、法律には触れないけれども、よくないことであるということについては、最終的には国民が、民主的な手続にのつとめて、つまり選挙において判断するであろう、そういうことを期待して、おやめなさいという話をしてゐるわけ

すよ。

ですから、ここで改めて、松浪議員と暴力団のつき合いがどうであったかということは、国民がやはり知らなければならぬし、それは民主主義の極めて根幹をなす存在である国会議員のあり方にも当然かわつてくる話なわけであります。ですから、こゝは、特殊事案であるということを考慮して、松浪議員がどのような依頼をしたのか、果たしてそれが民主主義の根幹をなす存在としての国会議員のあり方として正しいものなのかどうかということ、国民にぜひ知らしめていただきたいというふうに思っております。

改めて、その会食の内容、頼まれ事の内容について、可能な範囲でお話したいと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

○栗本政府参考人 本事案をめぐるしまして、いろいろな観点から報道がなされておまして、ただいま先生の方からの御指摘もございまして、いろいろな立派の方からいろいろ相談を受けることは多々あるわけでございます。もちろん、その際に、極めてプライバシーにかかわるような内容が盛られているものもあるわけでございます。

そのようなことにつきまして、私も、信頼をされ、国民の立場に立つていろいろ相談に对应する立場として、その内容についてつまびらかにするということ、やはり今後いろいろ問題があるうかと思ひますし、また当該相談をされた方の個人の名誉とかプライバシーとか、また内容によつては私どもの捜査上のいろいろな問題も出るということがあるわけでございまして、そのような意味からも、個別のこのような内容について、やはり具体的にその内容を明らかにすることとは控えさせていただきたい。御理解を賜りたいと思ひます。

○永田委員 谷垣委員長に同じ質問をしたいと思ひます。

つまり、これは僕は政治判断だと思ふんですよ。それは、正直申し上げて、閣僚ではない方

が、この場で頼まれ事の内容を説明しなさいと言われて、はいはいとできるわけではないと思ひます。僕はこれは政治判断だと思ひますよ。つまり、透明な民主主義を担保するために、どうしても警察が知っている事実を教えてほしいというふうに私からお願ひしているわけですね。それに対して、いや、一般論からいって、こんなものは世間に公表するものじゃありませんよというふうに言われているわけですよ。一般論が、今回、特殊事例だから民主主義のためにちゃんと内容を説明しようと思うのか、それは政治判断だと思ひます。

それは、正直言つて、閣僚にしかできないと思ひます。谷垣さんに、改めて同じ質問をしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 今、永田委員は、一般論として警察がこういう問題については発表しないということについては、理解を示していただきました。それは、もういろいろな事案の御相談を受けていますので、警察に相談に行ったときに、その事案の内容が表に出てしまふということになれば、これはそういう業務自体が成り立たなくなるわけですね。そこで、今、今回は特殊事案である、やはり国民代表たる議員の、暴力団に対する姿勢が問われているというお考えからのお問い合わせだと思ひます。

しかし、先ほど刑事局長が御答弁しておりますように、私も、一般論として、一般論としてどうか、この案件についてのお答えは差し控えたいと思ふのでありますが、先ほど刑事局長も御答弁しましたように、これは、松浪議員がどちらかといえば被害者の立場に立つ、これは被害者、加害者というのなかなか難しい問題でございまして、被害者の立場に立つ案件といひますが、そういう環境の中でのお問い合わせであったということ、私は、永田議員が問題にしておられる案件と若干違ふ案件であるというふうにも思つております。

一般論としてはお答えできませんが、本件が特

殊事案であるからお答えをするという場合にも当たらないのではないかなという判断をしております。

○永田委員 それでは国民がさっぱりわからないんですよ。少なくとも、向江さんという市長さんが、暴力団に関する捜査の経験が豊富だということと当該刑事さんを選んだというふうになつていまして、そうであるならば、この案件は、松浪さんが被害者であるうかが加害者であるうかが、どつちであるうかが、これは暴力団にかかわる話ではないかというふうに思ふわけですよ。

暴力団にかかわる話であれば、秘書の給料を肩がわりしてくれたその会長さん以外の人であつても、やはり暴力団関係の頼まれ事があるようなことであれば、それは何らかの関係があつたというふうに考えるのが普通であつて、全く関係ない案件なのに暴力団の経験の豊富な人を紹介してもらつて、その人に何か頼み事をするというのも不自然だと思ふんです。だから、その内容も、やはり国民から疑われるようなことがない、民主主義のあり方を揺るがすようなものではないということとはちゃんと説明しなきゃいけないと思ふんですよ。それは、その中身を語つていただかなきゃわからないんです。

もちろん、警察としては、その後の二次的な被害、つまり、松浪さんがあるいはその相手方の方に、何らかの嫌がらせとか、そういうような二次的な被害が発生してはいけないということに配慮するんだということは、先ほど国会控室の方から説明を受けたけれども、確かに、そういう迷惑をかけるようなことがあつちやいけないと思ひます。だけれども、この発言については、谷垣さんにもあるいは局長にも、全く責任が発生しないんですよ。何でかという、憲法は院内での発言は院外で責任を問われないというふうに保障しているんですね。ですから、ちゃんとここで説明している問題はないはずなんです。そういうことのためにあの憲法の規定というのがあるんですよ。ぜひ国民にわかりやすく説明してください。

○谷垣国務大臣 私は、何も自分の責任が発生することを恐れてここで先ほどのような御答弁をしたわけではありませぬ。私は、やはり警察がいろいろな場合に、国民の安全を守り得るような体制をきちつと守つていくのが国家公安委員長の役目だと思ひますので、先ほどのような御答弁をさせていただきます。

そして、なかなか私も、こういうところで答弁させていただいて、歯がゆい思いをするわけですが、私の立場というのは、個別問題についてはなかなか発言のしにくい立場であります。永田議員は、一般論として発言しにくいのはわかるけれども、特殊事案だという問題の立て方をされておられるんだと思ひます。その永田議員の問題意識もわからないわけではありませぬけれども、私は、そこでなぜこれが特殊事案に当たらないかというふうなこともる説明し出しますと、一般的な原則を崩してしまふ。

それで、私の判断としては、今までの警察の一般的な立派ももちろん妥当でありますけれども、仮に、永田議員の特殊だということをいろいろ考へたとしても、この問題を個別に御説明する場合ではないというふうに判断しております。

○永田委員 さすがポスト小泉と言われるだけの方ではあるなというふうに思ひますけれども、しかし、では、これは要は、報道とは違ふ、こういう報道されているような頼まれ事はされていないということでありませぬけれども、松浪さんは、それについてはどういうふうに言つていらっしゃるんですか。こういう新聞に書いてあるような頼み事をしたよと松浪さんは言つていらっしゃるのか、言っていないんでしょうか。

○栗本政府参考人 先ほどこの報道がなされて以降、府警におきまして、関係者の御協力をいただきながら、事実の確認でございますが、ただ、その中で、どのような方から御協力をいただいたかについて、申し上げることはふさわしくないと思つておりますので、差し控えたいと思ひます。

○永田委員 それではお話にならないのであつて、どういう調査をしたかぐらいは教えていただかないと、その調査がどれぐらい正しいかということもわからないわけです。松浪さんから話は聞いているんですか。

○栗本政府参考人 その報道がなされている会席があつたという事実は、先ほど申し上げましたように、これまでの事実の確認はできているわけでごさいますから、その会席の中において相談内容がどうだったというところでございますから、そこにいらつした方に、現在御協力をいただいでて事実を確認しておるところでございしますが、その方について、すべての方と言うことはやはり控えるべきかと存じます。

○永田委員 それでは調査にならないんですよ。そんなものは調査と呼ばないんですね。要は、松浪さんに話を聞いているかどうかというのは極めて重要な問題なんです。頼む側と頼まれる側がいるわけですね。頼まれる側だけを聞いてこれは調査だというのはあれば、それは調査というよりは一方的見解というべきであつて、証拠をそろえて客観的事実を確認していったというふうな行為とは思われないわけですね。

つまり、松浪さんから話を聞いているかどうかというのは極めて重要なポイントなんです。松浪さんがどういふふうに言っているか、話が食い違っているかどうかというのは極めて重要なポイントなんです。そこを説明しなかつたら、調査なんという言葉は使えないですよ、報告なんという言葉は使えないですよ、確認なんという言葉は使えないですよ。どういふことなんです。

○栗本政府参考人 もちろん、先ほど申し上げましたように、これまでの、今の状況下の中で、この報道を踏まえつついろいろな関係者の方にお聞きする中で、さらに他の方にお聞きする必要があるか否かということも踏まえて府警においてやっているとございまして、そのような途中の段階でございまして、具体的に今の情勢の中で、お尋ねの議員を含めていろいろお話を承るこ

とが果たして妥当なのか否かという問題も当然あるかと思ひます。

ただ、これまで、当該警察官も含めまして、複数の関係しておる方から聞いた範囲では、先ほど申し上げましたように、少なくとも先生先ほど御指摘の、その報道の中におきますような秘書の給与の支払い等の問題でございまして、そのような問題に關しての仲介を受けたということは、これまで複数の者からについてそれはないという報告をいただいているということは、複数の方からの御発言でございまして。

○永田委員 この刑事は、「相談されたのは肩代わりとは違う秘書問題だった」と、秘書に關する問題だったということを読売新聞には語っているようですが、それは事実ですか。

○栗本政府参考人 その報道を見ていた、だいてもわかりますように、その報道自体、だいても中において、そこに登場する議員の方なり、あるいは市長さんなり、あるいは関係警察官の話が、報道を見てもかなり異なっているわけでごさいます。その報道の中でも、二カ所において、警察官がその事実を一部否定しているということがあるわけでごさいます。報道においてもですらでござい

ます。もちろん、私も、個別に府警において当該警察官からは話を聞かせていただいております。その中において、いろいろ出ておりますが、その中において出た内容は、先ほど申し上げました議員の被害的立場におけるトラブルということで、先ほど申し上げた仲介とは別の問題での相談を受けたというところでごさいますけれども、そのような内容に係るものでございまして、報道についてどのようになされたかということは承知いたしておりますけれども、彼からの話はそういうような報告だったということでごさいます。

○永田委員 それじゃ全然疑惑の解明につながらないんですよ。とにかく、暴力団の捜査経験が豊富な人が何かに頼まれ事をした、しかも、働きかけはしていない

けれども秘書関係の問題だったというような話があるわけで、であるならば、松浪さんが、当該秘書の給与を肩がわりの暴力団以外の暴力団関係のトラブルを抱えていた可能性というのは、やはり否定できないわけですよ。それについてどういふふうな説明をなさるんでしょうか、これ。——では、お答えください。

○栗本政府参考人 まず前提として、当該警察官につきまして、大変長い捜査経験があるベテランでございまして、当然、その長い捜査経験の中において、暴力団関係の捜査の経験もございまして。しかしながら、私どももいろいろな経験をいたしますけれども、そういう過去に経験があつたということ、この時点において、相談をしたあるいは相談をするために当該警察官を紹介した方などの認識において、具体的な、今先生がおっしゃるような、暴力団関係の相談事案があるので話に乗ってほしいというような形のものでお会いしたというような話は聞いてございせん。

○永田委員 では、松浪氏は、この秘書給与を肩がわりしてくれた、実名は出せませんけれども、秘書給与を肩がわりしてくれたこの暴力団との関係を切る上で、当該紹介された刑事が何らかの働きかけをしてくれたおかげで和解できたかと思うというふうな、刑事の働きかけが有効であつたのではないかという推測をしていますか、どういふ根拠でそういうふうな思つたのかということ

を。○栗本政府参考人 当該議員の方がどのような形で取材に応じてお話をされ、報道になったかというところについては承知をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、議員らとの会席の場において、その報道に指摘されているような、そのような事実についての仲介の依頼というものはないかと。また、そのような関係で、もちろん仲介の依頼を受けていないわけでごさいますから、当該警察官が、何らその事案に關与して、その後、特定のある人物に働きをしたとか何

か動きをしたということは全くないと聞いております。

○永田委員 これは、会食をしたとき、この当時の刑事さんは、市長から紹介をされた人が、要するに、この刑事さん、保釈中の暴力団の組員に關する話というのは、まさにこの会長さんに關しては全く話をされなかつたということですね。だから、何と言つたらいいの、質問の組み立てが難しいな。ごめんなさい、ちよつと事実関係が混乱していました。

では、捜査に全く影響がなかつたというお話でありますけれども、この暴力団の組員について、逮捕状の発行から逮捕に至るまでの時系列的なスケジュールを教えてください。ただでせうか。時系列における事実関係ですね。

○栗本政府参考人 ただいま先生の御指摘の点は、先ほどの問題とはまた別の観点で、恐らく、当該議員が談合事件の關係での問い合わせをしたのではなからうかという観点からの御質問かと存じますので、そのような観点からの答弁をさせていただきます。

照会をなされた關係の事件といひますのは、大阪府発注の府営住宅解体工事の指名入札に關しまして、入札参加業者が平成八年の四月の下旬、入札の公正な価格を害したは不正な利益を得る目的をもつて同工事を特定の業者に落札させるよう協定をし、談合した、こういう事案でござい

ました。この關係につきまして、大阪府警において捜査を行つてきたわけでごさいます。先ほど申し上げました刑法九十六条の三の第二項、不正談合容疑によりまして、平成十年の三月三日にこの事件の關係の被疑者四名を逮捕し、さらに逃走中にごさいました他の共犯被疑者一名を三月の十二日に逮捕し、いずれも大阪地検に送致をしているものでござい

ます。○永田委員 松浪議員がこの当該容疑者について警察に問い合わせをしたということは先ほどちよつとお認めになつておられると思ひますけれど

も、これはどういう問い合わせがあつたんですか。

○栗本政府参考人 この件につきましても、約五年前の事案でございまして、大阪府警において調査をする中で、関係いたしましたこの捜査担当者の記憶というのは、五年をたったということで、あいまいな点も若干ございますけれども、その記憶によりまして、先ほど申し上げました事件の関連で議員の方から大阪府警の捜査二課の方に、これは一回だけでございまして、一回だけ電話がございまして、その際の内容は、応対した担当者の記憶によりまして、この当該不正談合事件に関して、先ほど先生が御指摘になりました当該人物を捜しているのか、こういうような問い合わせであつたというように報告を受けております。

○永田委員 捜しているのかと聞かれて、どういうふうに答えたいんですか。

○栗本政府参考人 そのお尋ねの問い合わせの際に、議員に対して、府警としても当該人物につきましても捜している旨を伝えたと、その所在につきましても情報提供を求め、さらに当該人物が議員に連絡をしてきたような場合には速やかに出頭するように協力をお願いしたと思うと聞いております。

○永田委員 出頭をお願いするというのは、どういうような形で捜しているのかということ、それは説明したんですか。つまり、単に容疑者として捜しているのか、指名手配なのか、あるいは何か事情を聞きたい、単に参考人みたいな、話を聞きたいとか、そういうようないろいろなケースがあると思うんですけれども、どういうケースで捜しているのかということは説明したんですか。

○栗本政府参考人 報告によりまして、その際、この具体的な事件捜査の中で、当該人物に關します令状の有無とかあるいは指名手配の有無、こういうようなものについては御説明をいたしております。

ただ、この捜査の中で、先ほど申し上げましたように、当該人物を除く関係被疑者四名は既に

う逮捕しております。また、その逮捕を踏まえまして、府警において公表いたしておるところでございまして、また、当該人物につきましても、その後指名手配を行っております。その中で、府警としては、その関係被疑者に対する所在を確認するなどの、いわゆる追跡捜査というものをやっている状況でございまして。そのような状況の中で、いろいろなところからその所在を確認するためのいろいろな御協力をいただくべく、既に捜査中でございました。

そういうような捜査の中に、今申し上げましたような問い合わせがあつたということでございまして、そのような事案の中身について詳しく申し上げるものでもなく、当該議員がその当該人物についての所在を知り得る可能性がありまして、今後その議員の方にいろいろまた連絡をしていくことがあるということが直ちに判断をできなかったもので、その中で、先ほど申し上げましたような協力依頼を行ったというように聞いてございまして。

○永田委員 これは、松浪さんとこの当該容疑者、指名手配中の者が関係があるだろうということとは当然推察されるわけですが、松浪さんの関係からその所在を探るべく捜査をするということとはなかつたんでしょうか。

○栗本政府参考人 少なくとも、この問い合わせがあるまでに今のような協力依頼をしたということとはないと聞いております。

○永田委員 大体事実関係は確認されたので、最後に、もう一回立ち戻りたいと思います。

この事案というのは本場に特殊なケースなんです。やはり暴力団と松浪氏がどういった関係にあつたのかということを知らなければ、民主主義というのはどうにもならないわけですね、これ。

委員長の最後の政治判断、もう一度、この民主主義の重みと警察の一般論としてのそういう守秘義務とか秘密義務とか、そういうものを比較考量して、最後の政治判断で、この会食の内容は何だったのか、松浪氏が警察に何を頼んだのか

かということを、もう別に、特定の個人や団体を特定せずに、可能な範囲で話することというのは、僕はできると思うんです。だから、ぜひ、どういった調査をして、どういうような内容の会食だったと把握しているのか、もう一度お話をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 これは、先ほどもどかしい思いといいますが、歯がゆい思いをすることもあつたと申しました。

それから、仮に警察関係者が事実関係を話す場合、もし話すとすれば、当事者にとって有利な場合、不利な場合、いろいろあると思います。当事者にしてみれば、むしろ話してもらいたいと思うこともあつたかもしれません。しかし、そこをやりますと、当事者に有利だから話すとか、不利だから話すとかいうようなことになりまして、これはなかなか警察としての、警察捜査官の外部からの信頼性というものを維持できなくなると思っています。

それで、暴力団情報というのは、警察としては原則としてこれは出さないというのが通常でございまして。もちろん、全く出していないわけでもありません。それは、その被害をさらに拡大するのを防ぐためとか、そういう場合に必要の場合もありますから出す場合もありますけれども、しかし、この場合、やはり個別の案件はお答えを控えさせていただきますのが私は妥当であろうと思っております。

○永田委員 しかし、それは発表するかどうかは警察の判断で、要約すればそういう話だと思いませんか。少なくとも松浪さん自身は、事件になつても構わない、暴力団との問題をアングラで処理するのはかぬと思つたというふうな、少なくともこの読売新聞には語っているわけですね。

これが事実とするならば、少なくとも、頼もしいとした方の松浪氏は明らかに構わないという気持ちでいるはずなんです。それは、恐らく今本人に確認をとつても同じことになると思つてます。それでもまだ発表するのを拒むというの

は、民主主義というのはそれほど大した価値ではないというふうにお考えなんでしょうか。

○谷垣国務大臣 被害者が承諾しているかしていないかという、被害者という関係者が承諾しているかしていないかということも、もちろん場合によっては意味がある場合があると思います。私が第一義として置いておりますのは、警察官の職務の執行に対する関係者の信頼ということでありまして。

それで、ぎりぎり詰めていけば、その信頼と民主主義の健全性に対する信頼とどちらが大事か、それがぎりぎり衝突する場面も、場合によっては、ぎりぎり詰めていけばあるかもしれません。しかし、私は、この場合、今現在、警察の職務に対する信頼というものが大事である、それを乗り越えて、民主主義への信頼ということから行動しなきゃならぬという事態ではないと判断しております。

○永田委員 その政治判断というのは大変重いものであるということをわかつていただきたいと思いますね。

やはり、情報がきちんと提供されなければ民主主義は有効に機能しませんし、それがなければ選挙というものも本場に正当性の乏しいものになつてしまふわけです。ですから、民主主義がなければ警察も意味がないというのはおかしいですけれども、警察権力というものは民主主義のもとに成り立っているものでありまして、民主主義をないがしろにして警察権力が正当な信頼性を勝ち得るということは、これはないわけですよ。ですから、それはまさに天に向かつてつばをするというのか、自分で自分の足を踏んづけているようなものなんです。ですから、その判断というものは非常に重要なものだということを改めて指摘しておきたいと思つてます。

きょうは事実関係を確認することしかできませんでしたが、いずれ松浪議員の口から政治倫理審査会の場でこれは説明があると思つてます。そのときに、当然これは議員の発言でありますから、一

一般論として守秘義務があるとかそういうような議論というのは通用しないので、きょう確認し得なかった事実も当然確認できることを期待しております。

ちゃんと整合性がある調査になっているのかどうか大変不安でありますけれども、今後、民主主義の根幹を守るために、ぜひ……(発言する者あり)わかりました。では、そういうことでございまして、今後また機会をとらえてこの件をお話しいただくようお願いしたいと思いますので、ぜひその政治判断をもう一度変えていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

ちよつと時間が余りましたけれども、きょうのところはこれぐらいにしておきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で永田寿康君の質疑は終了いたしました。

次に、大畠章宏君。

○大畠委員 民主党の大畠章宏でございます。

永田委員の質問に続いて質問をさせていただきます。

きょうは、自動車安全運転センター法の改正案でございますけれども、このことについてお伺いしたいと思うんですが、私は、今ちよつと個人情報保護法の審議も同時並行的に進んでいますので、ちよつと中断したことを大変恐縮であります。前段からいろいろお話を伺っていますけれども、暴力団と国会議員との関係が今問われています。

実は、私が非常に気にしているのは、アメリカのマフィアが大体三万人というんですね、聞いているところでは、日本の暴力団といいますが、そういう部類に入る人は今三十万人というんですね。非常にふえているんですね。それから、○九〇ですか、例の金融問題、よく電柱にいろいろ、何といいますが、金融、お金貸しますよということ、電柱に張ってありますね。その取り立て関係に非常にそういう部類の人が動いているとい

う話がありまして、こちら辺を国家公安委員長として少し何か緩んでいるんですね。

例えば、雇用の場がない。したがって、安易にそういう部類のところに、何といいますが、若い人が、仕事がないものですからそういうところに流れているんじゃないかという観測も今言われておりまして、これは事前にお話はしてございませうが、何か私は、暴力団に対して、あるいはそういうところに対する社会的な張りというものがなくなつてきて、いわゆる昔の暴力団というものと、何かわからないけれども、正業との間のすき間のところに随分入り込んで、正業なのかそういう法を犯しているのかという、どうもその間が、そういうところに随分新しい形で入り始めているんですね。

今回の松浪さんの問題についても、先輩後輩という関係でいろいろ癒着があったという話を私も聞いているわけですが、こちら辺、某政府の幹部の方が、暴力団も有権者じゃないかというような話をしたとかしないとかという話が新聞に出ておりまして、けれども、そこら辺を私はもうちよつと毅然としなきゃいかぬと思うんですね。

アメリカにおけるマフィア対策というのは非常に強烈に徹底してやっていますね。それに対して日本の方はどうかというところ、今いろいろな警察の方が動いてやっていると話も聞いておるんですが、どうも警察行政のいいですね、日本人のいいですね、市民もそうなんですが、暴力団に対して何となくあいまいになつてきているんじゃないか。

そういうものが相まって、こういう問題に、例えば、私も政治家をやっていますが、暴力団の方から、大畠さん、秘書をただで使つていいよというふうに言われた場合には、当然これは断ります。何か先輩後輩とか、まあ、じゃいいかというような話を許容する雰囲気があるとすれば、これはゆゆしき問題で、こちら辺のことを国家公安委員長として、いわゆる暴力団対策。あるいは、そういう社会的に何となく雇用の場がない、した

がつて、若い人は高校を卒業してもなかなか就職先がない、あるいは今じゃ大学を卒業してもなかなか就職先がない。金融関係として採用しますよというふうに言われれば、仕事がないんですね。それから、じゃやってみようかというところ、いろいろ取り立て問題の仕事を担当させられるとか、どうもそこら辺が、日本の社会全体が暴力団に対して非常に寛容的な雰囲気が生まれているんじゃないか。

それはもちろん雇用問題とか経済問題が絡んでいるんですが、こちら辺は私は、国家公安委員長になられて、経済問題も詳しいし、いろいろなものに詳しい谷垣大臣でありますからあれなんです。が、ひとつ毅然とした日本の社会、麻薬問題も大変これは重要なんですね。麻薬問題も社会的に非常に入り始めているというんですが、暴力団とか麻薬とか、そういうものに対しては毅然としたものにするとすよというところを、改めて、私は、国家公安委員長としても、この機会をベースとして方針を打ち出すことが必要じゃないかと思うんですが、冒頭に、この問題に対する谷垣大臣の御決意をお伺いしたいと思うんですね。

○谷垣国務大臣 今大畠委員がおっしゃいましたように、暴力団というのは、その構成員が集団的あるいは常習的に暴力的な不法行為を行うことを助長するおそれがある反社会的団体だ、これは暴対法の定義でございますが、そういうことでございますから、政治家はもちろん、社会を挙げてこれに対決、取り組みなければなりません。警察にとつては、暴力団とどう対峙していくかというものが基本的な問題であるというふうに私は思っております。

若干、現在の認識を申し上げますと、平成四年三月に暴対法が施行されました、基本的には少しずつ暴力団構成員というのは減少しておりますけれども、準構成員というものが少しずつふえているという状況で、その両者を含めた暴力団勢力の総数は、暴対法が施行された当初よりは減少してきて、昨年末現在で約八万五千三百人というのが現在の状況でございます。

そこで、暴対法が行われてから、暴力団事務所の撤去活動とか、あるいは、暴排条項というのがございまして、その整備による各種業からの暴力団排除が進んでまいりまして、暴力団が社会から孤立して、特に対立抗争が鎮静化するとか、それから、行政命令をたくさん出して資金獲得活動が困難になっているという状況が一方では確かにあるんです。

しかし、その一方で、暴力団は伝統的に、みかじめ料を要求するとか覚せい剤を密売するとかいった、いわばこれは伝統的な暴力団の資金源だったわけですが、今委員が御指摘になりましたいわばすき間といいますが、表の社会、こういうことをやっているかというのを余り言うとかいぬのかもしませんが、建設とか不動産とか金融とかあるいは特に産廃、こういう事業活動を通じて資金獲得活動が始まつてきたということでございます。

それから、そういう事業活動だけではなく、政治活動であるとかあるいは人権活動であるとかあるいは環境運動という社会運動を標榜するといいますが、そういう形だけでも、あるいは企業活動を装うなどして、結局、資金獲得活動といいますが、いわば表から一見したときにわからないような形で、しかし、実態は、その背後では暴力団活動をやっているという不透明な状況、こういうものが出てきているというので、表社会の経済活動が暴力団の資金源とされる動きを阻止しなきゃならない。だから、暴力団も、純然たる暴力団というだけではなく、暴力団企業の周辺者といいますが、そういうものに対する取り組みを強化しなきゃならぬということで今やっているわけであり

ます。そこで、暴力団犯罪の取り締まり徹底、これはもう当然でございますが、暴対法を効果的に運用する、それから暴力団排除活動、これを三本柱として組み立ててやっているとございまして。警察も、組織面でもこういうものにどう対応していくかというところで、いろいろ警察の組織

の見直し等もやっております。大島委員が御指摘のように全力を挙げて取り組まなければならぬ、こう思っております。

○大島委員 我が党の石井紘基議員が刺殺されたんですが、あれも結局は、いろいろ言われているんですが、やみ金融問題に手を、メスを入れた、そこで、その業界からいろいろあつてああいふ形になったんじゃないかというふうにも言われているんです。

今申し上げたように、古式豊かな暴力団というものじゃなくて、何といいますか、やみ金融といいますが、何か看板は会社なんですね。ところが、中身でやっているのはかなりあくどいことをやっております、これはもう法律を犯した形でやっております。そういうところに対する、警察当局というか日本の社会というか、そういうものが非常に寛容になり始めているんじゃないか。だから、そのところで大変でもメスを入れなきゃならないんじゃないかと私は思いますね。

私の知り合いの方も、そういうものにちよつとねらわれて、四六時中防弾チョッキを着て朝から晩までいるんだ、家族の警護も警察に頼んだという話を前に聞いたことがあるんですが、一つのけじめをつける行為に入ったらそういうことをおどされたというんです。

ですから、これは大変な仕事なんです、やはり日本の社会としては、そういうものにけじめをつける、毅然とした行為をする。それから、今幾つかの業種の方のお話がありましたが、そういう問題についても日本の警察として毅然とする。そういうことを、やはり国家公安委員長として、改めて、私はそういう方針を打ち出してやるんですよというところを、その一つとして、政治家とそういう問題についても毅然としなければなりませんし、また、与党の中でもその政治家の判断を待つというふうな発言をされているトップの方もおられますが、やはり政府がそういうものに対してあまい態度であつてはならない。やはり国民のトップとして、そういうものに対しては毅然とし

た対応をとろうということを、政治家個人の判断とか何かじゃなくて、政府としてこういう問題にはけじめをつけますよという方針を打ち出すのが重要なんじゃないかと私は思っています。

谷垣大臣として、この事件に対する、先ほどいろいろなやりとりがあつたのを前半は聞いておりましたが、改めて、政府として、単に政治家の個人の判断に任せるという話なのか、あるいは、そういう問題に対して毅然としたけじめをつけるべきだと考えられるのか、ちよつとその件についての谷垣大臣のお話を伺いたしたいと思います。

○谷垣国務大臣 今、大島委員のお話の中で、警察なり日本社会が、いわゆる暴力団とのけじめというものがあまいになってきているんじゃないかという御指摘がありました。

私は、国家公安委員長になりまして、警察の職責の大きな柱がこの暴力団との対峙、対決であるというふうな思つてまいりまして、警察の姿勢がそこであまいになってきていることはいらないと思つておりますし、国家公安委員長としても、そういう暴力団に対峙、対決していくという姿勢に対しては、これは当然のことながら、督励をし、その柱を揺るがすことのないようにしなきゃならないというのが、私の国家公安委員長としての仕事をしていく場合の一つの基本方針でございます。

それで、ただ問題は、先ほど申しましたように、もうだれが見ても暴力団である、暴力団というはつびを着て歩いていけばわかるわけでありますけれども、ある意味では実に巧妙に、ちよつと見たところでは、善良な、全くの一般の企業であるかどうかかわからないような形で巧妙に潜入してきて、潜入といいますが、普通の商取引、全く通常の商取引を装つて入ってくる。それで、それが一たん何か弱みを見つかるやといいますが、がんがわつと広がっていくようになっていくというふうな話もこの仕事をしていけば聞かれます。これは産業再生機構ではないんですけれども、まず毅然たる姿勢と、早期に対応していくことが大事で

はないかな、そのことは警察としても私としてもしっかりとやりたい、こういうふうには私は思っております。

○大島委員 今大臣がいろいろと御指摘されましたけれども、非常に巧妙になつてきているんですね。見るからに暴力団風ではなくて、何といいましか、学卒暴力団とか知知知暴力団とか、非常にスマートになつてきているんですよ。しかし、やっていることはもう脱法行為なんですね。このところに対してどうするか。

いわゆる昔からの、もう見るからにあの人は暴力団だという感じの人はよくいますよ、見てすぐわかる人。でも、今じゃ非常にジェントルマンになつてきて、スマートになつてきているんですよ。しかし、やっていることはかなりあきなこと、要するに、裏からいろいろ若い人を使つておどしてみたり、いわゆるやみ金融問題なんかその典型だと思つていますが、仕事がないからその会社に入つちゃうんでしょ。表から入るときには金融業ですということなんだけれども、入つてみたらやるのは取り立て業とか、毎日毎日行つてどんどんやるとか、いろいろ脅迫、あるいは生命保険に入れたとか入らないとか、非常に実態としては入り組んじゃつていっているんですね。

だから、このところは、金融関係の省庁の責任なのか警察の責任なのか、あまいになつてきているんですが、こういう新たな暴力団に対する対策をやらなきゃならないと思うし、言つてみますと、そういう従来の機構では対応できないところについては、きちつと新たな――要するに、社会が変わりつつあるんですから、IT社会とかいって、ここに、小野先生なんか大変詳しいんですが、新たな社会が生まれつつあるんです。そこに新たな犯罪も生まれつつあるとすれば、こちらもそれに対応した機構をつくつてきちつとやる、そして政治の世界とか一般社会につけ込むべきを与えないという体制を改めてとることが必要だと思つていますが、この件について谷垣大臣の御所見があつたらお伺いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 今大島委員がおっしゃるように、暴力団というより、もう少し広く言つて、犯罪も常に時代とともにある意味では新たになつてくるというところがございますし、警察も、基本は変わらないと思いますが、しかし、昔のままでの手法でやつていけばそれに対応ができるというわけではありません。

そこで、この四月一日から、例えば警視庁では組織犯罪対策部という部を新たに編成がえをしまして、もうこれは、御指摘の暴力団あるいは覚せい剤、こういうようなものがみんな入ってくるわけですが、警視庁の体制の大きな柱、暴力団や何かに対応する柱を立て直したというか再編成をして、新たな意気込みでこの四月一日から警視庁は取り組んでいるというわけでございます。

これは、警視庁だけではなく、課題は警察庁の各都道府県警も、それぞれ地域の特質がありますから全部が警視庁と同じ対応をするとは限りませんけれども、問題意識は共通にしておりまして、今おっしゃつたような点について、時代に即応した体制をとるようには不断の見直しを行わなければならぬ、こう思っております。

○大島委員 この問題については最後にします、私も国会議員になって十三年、国会周辺を、例のどつかい音響を立てて、だれだれ議員は大したものだという、いわゆる褒め殺しの宣伝カーが随分回つたのを見ていますよ。二日間ぐらい回るとびたつととまるんですが、なぜとまったかというのは推測をするしかないんですけれども。

そういうところに国会議員がつけ込まれないように、みずからもきちつとしなければなりません。私は、これは政治家個人という認識もあるでしょうし、当然、そういうものを包含している与党としても、あるいは政府としても、こういう問題に対する方針をきちつと打ち出す必要があるのか、これは本人の判断でしょうねというわけにはいかないんです。これは、国民が国会議員に対する不信を持つてしまつたんですね、この十数年の間に。

あるいは、国会議員の女性スキャンダルも新聞、週刊誌なんかで出されていますが、いづれにしても、やはり私は、国会議員、政治というのは、信なくば立たずですよ。そういう信頼を失うような事象あるいは事案に対しては、毅然とした姿勢を、今政権をとっている政府としては、私は打ち出すべきだと思うんですが、これは最後の質問にしますが、改めて谷垣大臣のこの種の政治スキャンダル、政治家スキャンダルに対する基本的な方針といえますか姿勢について伺いして、次の本来の質問に入ります。

○谷垣国務大臣 政府といえますか政治といえますか、例えば暴力団、こういうものに対して毅然として対応するというのは、これは当然のことだろうと思います。いわんや、私が今管理をしております警察が暴力団に対峙するという意気込みとそれに対する張りのある態度を欠くようなことがあれば、私は、大げさに言えば日本社会は崩壊してしまう、こう思っております。

他方、今委員いろいろ御指摘になりました、個々の議員の行動はどうか、個々に任せては済まないじゃないかということもございしますが、やはり、一つは法というものがございまして、それから、例えば私も閣僚でございまして、閣僚、大臣、副大臣、政務官、それぞれ倫理規範というものがございします。そういうものをまづきちつと守る、そしてよそから不信を招かれないようにするというのは、私は当然のことだろうと思います。やはり政治の世界で仕事をしている者は、もう一回胸に手を当てて、我々がどういう、何というんでしようか、規範によって行動すべきなのかともう一回思いを新たにすることがあるな、こう自戒も込めて思っている次第であります。

○大島委員 これであれですが、いづれにしても、中国のことわざに、李下に冠を正さず。ナシの木の下で冠を正すと、ナシを盗んだんじゃないかと疑われる。実際にナシを盗んでなくても、ナシの下で誤解を受けるような行動はしないという、そういうことであって、それがもう何かナシ

を盗んじゃったことになるんでしよう、これは。そういうときにきちつとしなきゃいかぬのはそのとおりで、私は、まさに政治家というのは、小野先生もうなずいていますが、信頼をなくしたら終わりなんですよ、政治家も政治も。だから、今必要なのは、政府の信頼とか国会の信頼とか政治家の信頼とか、まさにそういう信頼をどう高めるかということをや最大限やらなかったら、経済だって外交だって防衛だってこれは成り立ちませんからね。その根幹であるということで、ぜひ谷垣大臣におかれまして、内閣の中でこの問題に対してきちつと、毅然とすべきじゃないかということをして、行動していただきたいということを要請して、本来の質問に入ります。

さて、この自動車安全運転センター法の改正であります。実はこの自動車安全運転センターというものは私の住んでいる茨城県にございまして、私も内閣委員長のときに視察に伺いました。正直なところ、大変すばらしい施設ですよ。それで、急ブレーキをかける、あるいはどうやったら不安全な状態になるか、そういうことも体験させてもらえる施設でありまして、日本国内の警察のトレーニング場にもなっているという話でありまして、私自身は、この自動車安全運転センターの機能あるいは役割というのは大変重要だと思っております。

これが今回法改正を行うということになったわけですが、体制を変えるということでありまして、改めて、この自動車安全運転センターの設置された経緯及びその後の業務の展開についてお伺いしたいと思っております。

○谷垣国務大臣 今大島議員からこのセンターについて御評価をいただいて、ありがたいと思うんですが、私も先般見に参りまして、あそこであらう、まあ私は短い時間でしたが、訓練のまねごとみたいなものですが、見ますと、なるほど、今まで道路を走っていたときの常識と思っていたのとちよつと違つたところがあるんだというようにすることも発見しまして、あそこを活用していた、たく

と、いい安全教育ができるんじゃないかなという思いを新たにいたしました。

そこで、今までの経緯とその後の運用の状況ですが、これができましてのは、モーターリゼーションが急速に進展しまして、それに伴つて交通事故が急増してきた、我が国の交通情勢、昭和四十五年には交通事故死者数が過去最悪になった年でございまして、一万六千七百六十五人を記録する、極めて憂慮すべき情勢にあつたわけで、そこで、何かしなきゃいけないということで、従来から行つてきた交通安全施設の整備であるとか交通指導取り締まりの強化に加えて、運転者対策を強力に推し進めていく必要があると。そこで、昭和五十年に、自動車安全センター法というのをつくつていただいて、安全運転を促進するための累積点数の通知であるとか、あるいは運転経歴証明等の業務を行おうということで、この自動車安全運転センターが設立されたわけでありまして。

さらに、平成三年には、大島先生の御出身の茨城県ひたちなか市に、警察、消防等の緊急自動車の運転者、あるいは自動車教習所の指導員などに對して高度の研修を行う安全運転中央研修所を開設しまして、運転者対策に強力に取り組んだということでありまして、こういうふうな交通事故の防止に寄与してきたところは、なかなか功績があつたんじゃないかと思ひます。

今後とも、交通安全対策上重要な役割を担つてほしいし、また担つていかなきゃならぬ、こんなふうに思っているところでございます。

○大島委員 今大臣からお話があつたような経緯だと私も認識しておりますが、今回、改革する、法人化するに当たつて、どういう中身を検討されたのかと伺いながら私も法律案の説明を聞いたわけですが、やっていることをそのまま引き継いでいるような感じで、もうちよつと工夫があつてもいいんじゃないか。

例えば、この交通安全センターの訓練場といひますか練習場とか、そういうふうなものは、この機能は機能としながらも、付随する業務があるん

ですね。例えば、各種証明書を発行するというところで、無事故・無違反証明書、運転記録証明書、累積点数等証明書、運転免許経歴証明書、こういうものを発行する等々のために各地域に支所を置いてやっているんですね。北海道では五カ所、東北でも各県に一カ所ずつやっていますね、関東もそうですし。こういうところをそのまま支所としてやっているわけですが、私は、これだけのIT社会ですから、何か一工夫あつてもいいのではないかと考えるわけですが、今回の法人化に当たつて何をどう改革したのか、それをお伺いしたいと思います。

○属政府参考人 今回の改正で一番変わることは、国の出資を廃止して、国家公安委員会による理事長及び監事の任命制を廃止するなど、あるいは国の出資をなくしていくといったようなことで、センターに対する政府の関与を最小限にする、それによりまして、センターがみずから自主的に、また自立してみずからが経営をやつていく、そういうことをねらっているところであります。

それによりまして、センターみずからが国民のニーズあるいは道路交通情勢の変化等を積極的に把握して、機動的にその業務運営に反映をさせていく。例えば研修業務につきましても、いろいろなニーズがあるわけです。それをいろいろな形で先取りをして、新しいいろいろな研修課程を設けるといったようなこと等、研修業務の多様化、内容の充実を図るなど、国民の期待により一層こたえるような業務運営をしていくということで、いい方向に行くのではないかとというふうに期待をしているところであります。

○大島委員 よくわからないんですね。何をどう改革したのかというのを私は聞いたんですが、今の説明では、何をどう改革したのか私はわからなかつたんですが、もう一度、私に答えるんじゃないかと、市民に答えるように。

そうすると、何か変わったんですか、今回。何か変わったことがありますか。もう一度わかりや

すく説明してください。小泉さんのようにワンフレーズでは、これはまた短過ぎてよくわからないんだけれども、今のうちに長いんだけれどもよく理解できないというんじゃ困るので、もうちょっと具体的に話していただけますか。何をどう変えたのか。

○属政府参考人 業務そのものの中身が今回直ちに大きく変わるかどうかということであれば、これはそれほど大きく変わるわけではございません。

これは、しかし、民間法人化になったら、そういう形態そのものが変わることによって、国の関与がなくなる、自分たちで責任を持つてやらなきゃいけないということで、みずからが経営責任をきちんと踏まえながらやっていく。そのためには収入も上げなきゃいけませんから、いろいろな研修業務も拡充をしていくということもありますし、また、コストも削減をする必要があるということです。いろいろな合理化もしていく。

また、例えば、交通事故の証明業務にいたしましても、これは現在まだ検討中でありましてけれども、交通事故の証明書の申請者が、現在は一々窓口で申請をしていただいておりますけれども、こういったものもインターネット等を通じて申請したり、あるいはその交付を受けることができるように、そういったことについても現在検討しております。平成十六年度中には結論を得るといったようなことも考えてやっております。

そしてまた、調査研究にしても、今までもいろいろな形で調査研究をして、それが政府の交通安全対策に生かされている例もあるわけですが、そういったことについてもさらに積極的に取り組んでいくことになるだろうというふうに思っております。

○大島委員 民間法人になったらやるんだというんだけれども、非常に遅いわけですよ、それは日本の国が今経済的にも財政的にももう大変な状態、市町村も厳しい財政の中でどうやってやるかと苦勞しているときに、ここだけは何か、民営

化になったらまあ考えますからというんじゃ、私は、国民の、市民の期待にこたえられない。では、何のために民間法人化するのか、なつてから考えますというんじゃ、これもやってみなきゃわからないというのと、だれかが言っていますが、それと同じような話で、それじゃ、余り、まあ法律改正して民間法人化という方向性はわかるとしても、その目的は何なのかというのがよくわからないんですね、この改革の内容については。

それからもう一つは、いろいろ言われています。いわゆる天下り問題、これは大臣から答えていただいた方がいいと思うんですが、何か官僚は非常に温かい雰囲気の中にいるんじゃないか。いわゆる高級官僚の人が一たん大学を出て入ってしまえば、後はリストロもないし、何か晩年になるといところに行けるという話になっている。地域の市民は寒空の中で、うちの会社はいつ倒産しちゃうかもしれない、あるいは賃金が下がる、そういう状況のところ、何となく安全運転センターというものが天下り先になっているんじゃないかというところを随分、そういう実態はどうなのかということも含めて、ちょっと教えてもらいたいと思うんです。

そういう国民の疑念に対して、いや、そうではないというのであれば、そうではないというふうな答えていただきたいと思うし、この国民からの疑念、いわゆるこの安全運転センターというのが民間法人化されたとしても、天下り先になっているんじゃないかという疑念に対しては、どのような大臣は答えになるのか、お伺いしたいと思えます。

○谷垣国務大臣 天下り問題もいろいろ議論がございまして、確かに弊害があるほどあるな、幾つもの転々としていて、これだけ退職金をもらったというふうな事例を見ますと、弊害もあるな、こう思うこともございしますが、他方、やはり人材の活用とかやる気を見ると、もうこれを全廃せよというの、実はなかなか実情に合わない場合が私はあるんじゃないかと思えます。

これは、きょうは、余り突っ込んで議論すると大ぶろしきをあげ過ぎることになりますので控えませんが、やはり日本社会の中で、必ずしも人材のモビリティがある社会ではありませんので、やはり一つの組織に入ったらその一つに忠誠心を持つてやっていくというようなところが、どこかまだ日本社会では残っているし、それを一概に否定できないところがある。そうしますと、天下りも全部悪いとはなかなか言い切れぬ面もあるなというふうに私は思うんです。

そこで、さっきの大島先生の、一体これは何のために民間法人化することによって、何がかわるのかということにつながってくると思いますが、けれども、では、民間法人化したら、がらっとすべてが変わっていくのかというと、私は、必ずしもそういうものではないんだらうと思います。

民間法人化のねらいそのものも、親元と連なつた形で、何というか、いわば下部組織みたいな、行政の下請みたいな法人がたくさんあって、そこがいわば天下りの場になって、結局、すべて親元を見ながら、利用者や消費者のことを考えないでやっていると、まあ全部がそうではありませぬけれども、そういう事例も確かに見られます。そこをやはり民営化して、国の関与も少なくしていくことによって、自立性を高めることによって効率性を追求しようということ、全体として効果が出てくるのではないかとというのが、私は、その流れの一環の中にこれもあるのではないかと思います。

そこで、現状を申し上げますと、センターの役員数は六名で、六名とも確かに国家公務員出身者でございまして、それで、出身省庁の内訳は、三名が警察庁、残り三名は総務省、財務省及び国土交通省の出身者というふうになっているわけですが、先ほども申し上げましたような、今までの知識経験を生かしていくという形から考えた現在の人選であるというふうに思うんです。

今後は、民間法人化によりまして、今までは国家公安委員会が任命していたわけでありまして、

ども、これからはセンターで自主的に選任した役員を国家公安委員会が認可するということになり。この仕事は、もう先ほどからも御議論のよう、ある程度公共性のある事業を独占してやっていくような性格も持つておりますので、その公益性、公共性にかんがみて、相ふさわしい適切な人材をこれから選んでいかなきゃならないわけでありまして、これはセンターでそのところをまづ十分見ながら選んでもらうふうでなければいかぬと思います。

それで、国家公安委員会としても、その辺、先ほど委員が指摘されましたようないかにも弊害だというようなことが起こらないように、私どももしっかり監督をしていかなければいけない、こう思っております。

○大島委員 谷垣大臣といいますが、谷垣政治家の基本的な考え方は理解いたしますけれども、ただ、今お話しすると、警察から三人、総務省から一人、財務省から一人、国土交通省一人、何となくこれはうさん臭いわけ、一言で言う。何で総務省なんか入ってくるんだ、国土交通省なんか何で入ってくるんだ。今のこの業務、安全運転、安全、道路といえは道路かもしれないけれども、これは自動車の安全運転センターです。それから、この無事故証明書、運転記録証明書、累積点数証明書、警察は絡んでいられるかもしれないけれども、道路も絡むといえは絡むかもしれないけれども、基本的に何となく国民の疑念はやはり晴れませんね。

私は、いろいろな民間会社のいいところは何かという、そのところのプロパーといいますが、そこに入った人が社長になるというわけです。一つは、いつもトップのところをほかの人が占めていたら、やはりその従業員はどっちみち社長にはなれぬな、それは、入っても覇気がなくなっちゃうんだね。だから、大事なことは、トップに生え抜きというか、そのセンターだったら、民営化したらその人を入れることです。それから、もちろん、今谷垣さんおっしゃった

ように、優秀な官僚もいますよ。そういう人を、その技能とか能力を生かすために再就職させるというのは、これは私は反対はするわけではありませんが、しかし、どうも役割上とか、あそこポストはいつも総務省が一人送るとか、このところに一人また財務省が来るとか、そういうふうにはパターン化されていること自体が、組織体の社員といえますから従業員からすれば、また来たなということ、信頼だとかあるいは尊敬だとか、そういうのは逆に受けないですね。機能そのものがおかしくなっちゃうんですよ。

ですから、私は、天下り問題とか人事問題が大事だというのは、そういうことを言っているんですね。トップにプロパーの人を入れる、それがやはり私は大事だと思う。

だから、そういう意味で、この天下り問題についても、今谷垣さんおっしゃいましたけれども、そういう形で見直して、本当にそのセンターの職員がやる気があるような人事体制にする。そして、できるだけそういうところの、国からの関与をなくすといったって、人事的に送り込まれたら国からの関与はほとんどあると同じですよ、それは。直接的なものはないんだといったって、送り込まれていけば、あるいはそのセンターの長に、例えば警察庁から入っていれば、なってますからね。

そういう国民からの疑惑というのが、どうも今の説明では払拭される体制になっていませんけれども、ぜひ谷垣大臣がおっしゃったような方向でこれから改善していくことは要望しておきたいと思っています。

それから、民間法人化へのスケジュールについてお伺いしたいんですが、安全運転研修とか調査研究、これも大変重要な機能でありますし、このことについてはどのように考えておられるのか。それから、あわせて、いろいろなサービス業務があるんですが、ＩＴ化というの、当然、先ほどの中で検討されているというお話を伺ったんですが、これからどういう形でＩＴ化を導入して業務

改善を図るのか。この二つをあわせてお伺いしたいと思っています。

○属政府参考人 初めに、安全運転研修業務について申し上げますと、センターでは、警察、消防等の緊急自動車の運転者や自動車教習所の指導員等を対象とする安全運転研修業務を行っておりまして、平成十年度には約六万人に対してやっております。

この研修業務につきましては、平成三年度には、業務開始をした年でありまして、その際には十八課程でやっておりますけれども、徐々に課程数をふやしまして、平成十五年度には四十一課程の研修を実施しているところであります。センターの民間法人化後は、さらに国民のニーズや道路交通情勢の変化に対応して研修の内容の多様化、充実化を図っていきたいというふうに思っております。

また、センターの調査研究業務というものもあるんですが、これにつきましても、これまで、例えば自動車運転中の携帯電話の使用規制等の問題についていろいろ調査研究をして、それを交通安全対策に反映するといったようなこともありました。こういった調査研究につきましても、ここは研修施設を持つておりますので、そういうところでいろいろ研究をやつて生かしていきたいというふうに思っております。

それから、ＩＴ化の関係ですが、従来から、情報通信技術の進展に対応して、センターも業務のＩＴ化を進めてきております。

例えば、交通事故証明業務におきまして、一つの都道府県事務所に提出されました交通事故証明の申請書を他の都道府県事務所に電子的に移送するためのシステムを導入するなど、取り組んできたところであります。

平成十五年度には、研修の募集業務の効率化と利用者の利便の向上を図るために、安全運転中央研修所の研修課程の予約状況を各都道府県事務所ですぐオンラインで確認できるシステム、こういったものを導入する準備を今進めているところであります。

ます。

また、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、申請者がインターネット等でセンターの交通事故証明書を申請したり交付を受けることができるように、そういった方向での検討を現在して、十六年度中には結論を得ることにしているところであります。

今後とも、ＩＴ化社会の進展に対応して、より一層情報通信技術の活用を図りながら業務効率化に努めてまいりたい、そういう方向で指導していきたいというふうに考えております。

○大島委員 大まかな話はわかりましたが、私もこのところの合理化を図るとすれば、各都道府県の事務所というのは全部廃止しますね、基本的に。だって、やっていることは何かという本、無事故証明書、運転記録証明書、累積点数証明書、運転免許経歴証明書、こういうことでしょう。ですから、谷垣大臣、こんなのはデータベースに入れておいて、先ほどもちよつと話がありましたが、インターネットから申し込めば――ちよつど同じものを持つておりますが、これなんです。よ。四ページ目、ちよつと開いていただけますか。

四ページ目に、無事故証明書、運転記録証明書、累積点数証明書、運転免許経歴証明書、右の方に証明書の見本がありますね。こういうたぐいのこの下の方に、「申込み用紙は、センター事務所のほか、警察署、交番、駐在所などにも備え付けてあります。」というけれども、余り交番にこの申込書をとりに行く人はいないでしょうね。ですから警察署、置いておいていいんですが、インターネットを使えない方はそこでも十分対応できますし、そういう意味では、私は改めて、各市町村にセンター事務所を置くということが本当に必要なのかどうか。やはりこのことは、一番手間がかかっているのは人件費だと思いますよ、これは、このセンター。

だから、やるのであれば、民営化するのであれば、訓練センターとこういう事務関係は切り離し

ちゃうわけですよ。だって、この名前が自動車安全運転センターというのですからね、これは完全に、名前からすれば、ひたなかに市にあるこのところをまずやっただけですね、それに付随的に免許証、事故証明書とかなんかの事務をくつ付けたということなんですよ。このところはもう切り離しちゃって、安全運転センターだけにさせるべきですね。

その付随する事務作業というのは切り離して、ＩＴ化でもつてやるのか、あるいは警察署、それから派出所、交番、そこに申請書を置いておいて、東京だったら東京の一方所に集中してそこから情報をとつたらそこで処理して郵送してやる、それで十分なんじゃないですか。各都道府県に事務所を置く必要性がどこにあるのか、私は理解できないんですが、再度答弁をお願いします。

○属政府参考人 現在の程度の事務量をやっていくかということとをまず申し上げた方が御理解いただけると思います。

累積点数の通知業務、年間に百二十三万件やっております。運転経歴証明書の業務、四百六十万件やっております。交通事故の証明業務、四百四万件。また、先ほども申し上げましたけれども、研修業務については年間約六万人をやっているというところで、これは非常に膨大な事務量になります。

といいますのは、年間、非常に数多く起こる交通事故に関連するもの、それに伴ういろいろな業務をやつておるわけですので、これはデータそのものの取り扱いにしても保秘を非常に要しますし、セキュリティの面からもきちんとやらなきゃいけないということで都道府県に、要員そのものはある程度限定をしておりますけれども、そこを拠点にして、いろいろなデータを管理しながら事務をやつていくという体制はとらざるを得ないというふうに思っております。

ただ、御指摘のように、できるだけ合理化はやっていく、また、ＩＴ化を進めてより効率化を図っていくということが大変重要だということ

は、認識をしております。

○大島委員 手数料、一通につき六百円、これが交通事故証明書ですね。運転経歴証明書の方は一通につき七百円。これはほかで出してくれませんか、みんな市民は払いますが。

果たして、こんなプリントアウトするのに七百円とか六百円かかるのかということですよ。ここら辺もコスト意識が欠落していますね。百三十万件とか百四十万件、大量に処理できるわけでしょう。民営化したら、民間法人化したらもっと安くなりますよ、これは。多分どこかでむだがあるんですよ。

だから、それでやっていけるような仕組みにしようからそういうことなので、私はそこら辺が、民間企業がどんな状況にあるのかというのは、それは属交通局長は御存じないかしらぬけれども、実に厳しい中でやっているんですよ、実に厳しい中で。

だから、そういう意味では、まだまだ、これからやるという話であります、御期待も申し上げたいと思いますが、現状不十分と言わざるを得ないと感じるところであります。

それから、最後の質問になってしまいますが、職員の雇用問題ですね。民間法人化することによって、職員の身分あるいは雇用条件というのはどういふふうになるのか。これも不安がついている方がおられると思うんですね。そこで働いている方がいる、そしてまた生活をされているわけですから、この職員の身分や雇用条件というのはどうなるのかということをお伺いしたいと思

いますし、もう一つ、今回の民間法人化によりどのような改革が行われるのかを問うわけですが、予算面ではどういふ状況に変わるのかということをお伺いしたいと思

います。○谷垣国務大臣 まず、職員の雇用ですが、今回の民間法人化というのは、セクターに対する政府の関与を最小限とすることが主たる内容でありますので、セクターの職員との関係では、役職員の給与それから退職手当の支給基準に関する

国家公安委員会の承認制が廃止されるわけですが、セクターの民間法人化がセクターの職員の身分関係に直接影響を与えるものではない仕組みになっているわけであり

ます。民間法人化後のセクターについては、自主性、自立性の向上を生かして、より機動的、効率的な業務運営を行って

もらわなければならないわけですから、国家公安委員会としても適切な指導監督を行っていき

たい、こう思っております。それから、予算面については、かねてから、いろいろまだ効率化が足りないという先ほどの御指摘でしたが、役員給与や退職金の削減とか施設管理の合理化に努めておりまして、できるだけ経費の削減や合理化を行

わなきゃいかぬということですが、平成十五年予算額について見ますと、政府出資返還金とか、あるいは、安全運転中央研究所における第二宿泊棟建設などをやっておりますので、施設整備

ですね、そういう民間法人化に伴う特殊要因による増額分を除きますと、十四年度予算額と比較して圧縮がなされております。

今後とも、特殊法人等整理合理化計画で示されましたさらなる効率化という方針を踏まえて、経営の効率化が図られるようにセクターを指導していか

なかなきゃならぬ、こう思っております。○大島委員 今質問させていただき

ましたが、現状は不十分であると言わざるを得ません。しかし、谷垣大臣の将来のリーダーシップを、それは期待したいと思

うんですね。先ほど、いろいろな証明書関係について云々という話をしましたが、これは地域の警察のサービス業務の中に本

当は組み込めるはずなんです。したがって、安全運転セクター、あそこは非常にいい機能を持っていますから、あそこは大事に、より充実した形にしてい

たいだと思っております。改革、内容については不十分と言わざるを得ませんが、今言いましたように、谷垣大臣がいろいろ一つのビジョンを展開されまし

た。そういことで、ぜひ、そういう形で、今後については期待を申し上げたいと思

います。以上、質問を終わります。ありがとうございます。○佐々木委員長 以上で大島章宏君の質疑は終了

いたしました。次に、西村眞悟君。○西村委員 今の質問が、最後には大臣のリー

ダーシップに期待して終わっておりますので、私自身は、一方的な意見の表明を、大臣の中に残ることを期待して、冒頭始めます。これは質問では

ありません。今の我が国の政治の救いがたい無能さをあらわしているのは、今の時間のこの国会の状況です。

第一委員室では個人情報保護法をやっている。したがって、私もこの質問時間を短縮して向こうに行くわけですが、質問する気にもなれない。なぜなら、国家が個人情報保護を

保護する、そして向こうはセクション同士やっておるんですから、官僚さんはいい起案をしておるわけでしょう。しかし、国家の持つ情報を、個人情報を含めてすべ

てこそ盗まれたらどうなるんですか。何のこともない、向こうでやっていることは全く無意味じゃないですか。

国家が持つ個人情報保護を法律ばかりやっていて、国家の情報を保護する法律がないわけですから、国家の情報がすこ

うと盗まれたら、日本国のコントロールのもとではなくて、日本国から情報を盗んだ某国のコントロールのもとに我が国民の情報がすべて集められてい

るという事態を生じさせてはならないというのが政治の判断で、したがって、本日、今の時間のこの委員会は、国家機密保護法を審査しなければなら

ない。これが政治というものの判断ですわ。官僚の判断に委ねられて、セクションを分けてこ

こちでやっている、これは、自動車安全セクター法案をやっていると、余りのこの次元の隔

絶さ、政治の無能さ、大臣のリーダーシップのなさ、驚くべきことですか。(発言する者あり)待

待て。ぶつぶつ言うな。意見の表明なんだから。質問と違うんだから。というわけで、それを表明して、短時間でこの質問を終わります。

今、心に残りましたか。よろしくお願

いいたします。国家の機密を保護することが、個人の機密を保護することなんです。国家をしつかりさせること

が、北朝鮮に拉致された日本人の被害を防ぐことだったんです。人権だ、自由だ、表現の自由だ、これを声高に主張する人に限って国家をおろそかに

にした。したがって、自由、人権を声高に主張する人に限って、北朝鮮に拉致された日本人の救出に全く無関心であ

った。今、国家を大切にしなければ個人の情報も盗まれると言ったのは、国家を大切にしなければ個人の人権も無視される北朝鮮拉致問題に對比して私は今の問題意識を申し上げて

いる。どうか国家公安委員長の中の、このみずからの重大な使命とともに、今私が具体的な北朝鮮の拉致の問題から意見を申し上げたことをとめておいていただき、国家国民のために仕事をしていた

だ。質問に移りますが、この安全セクターは昭和五十年に設立されて、交通事故死者のピークは昭和四十五年に一万六千七百名を超えたわけ

です。五十年にこのセクターが設立され、死亡者の数は減少を始めたわけであり

ますが、昭和の終わりからつい最近までぐうい

は一万八千名を一貫してキープしてお

った。平成八年から減少に転じ、昨

年は、ピーク時つまり昭和四十五年の一万六千七百名

の半数以下、八千名台になってきたということ

でございます。これは事務方にお聞きした方が正確にお答えされ

ると思いますが、最近このように死者の数が一

万人台の高原状態から減ってきた、この要因につ

いてはどのような分析されておりますか。

〔委員長退席、中沢委員長代理着席〕

○属政府参考人 交通事故死者数の減少につ

きま

しては、何といひましても、関係機関、団体を初め国民各界各層が長年一生懸命取り組んできたその成果、だろというふうに思います。

その中で、主たる要因ということでもちよつと申し上げますと、一つはシートベルト着用率、これが非常に向上してきたということ、交通安全施設や道路の改善、そういった面の道路交通環境がよくなってきたということ、また、車両構造面からの安全性も大分向上してきた、救急医療体制の整備等もある、また、特に官民一体となった交通安全活動あるいは交通安全教育、そういったものが行われてきた、そういった総合的な取り組みの成果であろうというふうに思います。

特に、平成十四年につきましては、昨年の六月以降死者数が大幅に減少しております。これは、飲酒運転等の悪質、危険運転者対策を柱の一つとする改正道路交通法等の効果を非常に大きかったというふうにご認識をしております。

○西村委員 さて、今審議している自動車安全運転センターの行っている業務、今のこの交通事故死者の減少を初めとする交通事故防止の観点でどのように役立っているのかということについて、概略を御説明ください。

○属政府参考人 自動車安全運転センターは、中央研修所における安全運転研修業務とか、累積点数通知業務、運転経歴証明書の発行業務等を行っておりますけれども、安全運転研修業務につきましては、警察、消防等の緊急自動車の運転者に対する研修、あるいは自動車教習所の教習指導員に対する高度の研修を実施して交通安全に寄与しているといった状況です。

また、累積点数通知業務というのをやっておりますけれども、これは、運転免許の停止直前、停止処分直前の点数になっている人に、あなた、もう一回やたらもうだめですよ、停止になりますよ、そういったことを通知して、交通違反の再発防止等に寄与しているといったものであります。また、運転経歴証明業務というものがあ

けれども、これは、無事故・無違反証明などの運転経歴証明書を交付して、できるだけ長い間無事故無違反であったことで、また就職するときとかいろいろな面でうまくいく、そういう成果があるということ、これも安全運転の促進に大きく寄与しているというふうに思っております。

○西村委員 そういう業務をし、そういう役割をしている安全センターを民営化、民間法人化するというのが今回の改正なんです、経営状態は現在どうなっているのかということについて、概略を御説明ください。

○属政府参考人 平成十三事業年度決算で申し上げますと、経常収益は約七十五億二千六百万円になっております。経常費用は約七十二億七千八百万円です。当期の利益金は約二億四千八百万円となっております。

センターの総収入のうち約九五％は、これは六十九億三千万円に当たりますけれども、これは各種証明書の手数料、研修料金等のいわゆる自己収入となっております。補助金も若干いたただいておりますけれども、補助金につきましては、国及び都道府県から合わせて約三億九千二百万円、総収入に占める割合は約五％となっております。

○西村委員 今そのセンターの収入源は何なんですかということ、その収入源の料金は、何で決まっているのか、それぞれ算定方法はどうかというのかについて御説明ください。

○属政府参考人 センターの収入源で申し上げますと、先ほど申し上げました累積点数の通知業務、これはセンターでいわゆるサービス業務としてやっております、これは一切料金を取っておりません。

運転経歴証明書の発行については一件当たり七百円、交通事故証明書については一件当たり六百円、あと研修業務がありますけれども、これはいろいろな期間、長いのも短いのもありまして、これはそれぞれその研修の課程に応じて定めているところであります。

それにつきましては、センターが業務方法書とこのを定めるわけですが、それは、国家公安委員会の承認を受けて、業務方法書に基づいて、先ほど申し上げました経歴証明書、事故証明書、安全運転研修の研修料金については金額を定めるということになっておりまして、その中身については、それぞれの業務に係る人件費がどの程度かかるか、また、物件費、事務所の経費とか光熱費とかいろいろありますけれども、そういったものを勘案して金額が決まれているといったところであります。

○西村委員 さて、これは民間法人化するという中で、今手数料、研修料金等のことを説明されましたけれども、これは引き下げられるんですか。それとも、民間法人化ですから、勝手に主な収入源の料金をアップして利益を図る、これは経営者なら当然それが可能ならやるわけですが、そういうふうな研修料、手数料に変化は、民間法人化後は民間法人が勝手にできるということですか。

○属政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、証明書業務あるいは研修料金につきましては、国家公安委員会の承認を受けて現在センターが定めているわけでありまして、その仕組みそのものについては、民営化以降も同じであります。

したがって、現在もこうした料金につきましては、それぞれの業務に係る人件費及び物件費を勘案して算定しております。これは、長い年月値上げもしておりません、センターがいろいろ努力をしながら、値上げをしないような形で非常に長い年月同じ料金を維持しているといった状況でございます。法人化後の手数料等につきましても、センターにおいて、業務の実態、将来における証明業務のあり方を踏まえ、国家公安委員会の監督のもと、適宜適切な見直しを行っていくことになるかと考えております。

変な、ただもうけるために値上げをするといったようなことはとも認められるわけでもありませんし、センターもそういうことは一切考えていないというふうに思っております。

○西村委員 しかし、民営化後は、国家公安委員会による資金計画の認可制、財務諸表の承認制を廃止して、センターの自主性に任せるということになるようですから、それではサービスの質が安からう悪からうということ、低下していく、これについてはどういうふうな防止ができるんですか、民営化後は。

〔中沢委員長代理退席、委員長着席〕

○属政府参考人 今回の民間法人化は、センターに対する政府の関与を最小限にしてセンターの自主性、自立性を向上させて、それによってセンターが国民のニーズや道路交通情勢の変化を積極的に把握して、研修業務の内容の充実など、国民の期待により一層こたえることができるようにしようという趣旨で民間法人化をしようというものでございます。警察庁としても、センターがこうした民間法人化の趣旨を踏まえて、交通事故防止にさらに資する業務運営を行っていくように適切に指導監督してまいりたいと思っております。

また、料金等の関係につきましても、先ほど申し上げましたけれども、国家公安委員会が承認をするという形は存続いたしますので、それによって受当額が決められることになるだろうというふうに思います。

○西村委員 このセンターの冒頭の交通安全に係る業務の位置づけから見ると、このセンターが経営が左前になったからやめなさいというわけにはいかないと、役人が無能で、また経済情勢の荒波の中で、経営が左前になることがある。したがって、民間であれば当然廃業だ、しかし、交通安全という国家的見地、国民の命という見地からはこの業務を廃止するわけにはいかない。

この業務を継続するためにこのセンターが左前になっても大丈夫だというふうな担保はあるんでしょうか、ないんでしょうか。この点はどのように考えておられるのか。

○属政府参考人 センターは、現在でもそれほど経営状況は、利益が非常に出ています、そういうよ

うな状況ではございません。経営そのものは非常に厳しいものがございます。

今回の民間法人化に当たりまして、センターがきちんと経営ができるようにする、そういった配慮がやはり必要だろうということで、さらなる業務効率化の取り組みを進めるとともに、業務を適正かつ確実に実施していくための経営基盤の確立等に必要となる条件を満たした上で民間法人化しようということになりました。

それによって、政府の出資は廃止いたしますけれども、中央研修所の、現在政府が出資をしている土地がございまして、これにつきましましては民間法人化に当たってどうするかということがいろいろ議論になりましたが、その土地については、政府から拠出をするという形で経営基盤の確立を図るという方策が講じられたところであります。

そういうこともありまして、センターについては、経営基盤の確立等に必要となる条件を整備することにより事業を効率的に継続実施できると判断して、政府の関与を最小限にした民間法人に今回改組しようというものでございます。民間法人化後は、センターは、自主的、自立的な判断のもと、企業的经营に努め、業務の一層の効率化、合理化を図ることが期待されております。

警察庁といたしまして、センターが適正かつ確実に業務を継続していくことができるように、途中でだめになるようなことがないように、適切な指導監督を行ってまいりたいというふうに思っています。

○西村委員 大臣のお立場から伺いたいんですが、民営化というのは、経営のやり方、運営のやり方を民間でやるということなんですよけれども、業務に注目をすれば、このセンターの業務の重要性から、経営の巧拙、景気の浮沈から直接影響がある形で、ある年度は業務が充実した、ある年度は左前になったからどうもできない、手薄だ、手数料をめちゃくちゃ上げざるを得ないとか、こういう浮沈があればだめなんですね。

民営化の中で避けられないこのようないわゆる運営の条件から業務の継続性をいかに守るのか、監督する立場から大臣のお考え、決意をお聞かせいただけますか。

○谷垣国務大臣 今委員が指摘されましたように、確かに民営化、民間法人化ということによって、効率性を今以上に追求してもらおうという一面があるわけですが、業務に公益性があるということとは、もう御指摘のとおりであります。

これを、今までの体制から民間法人化するということは、やはり大きな、こういうある程度公益的な役割を担っている、行政的な役割を担ってきた特殊法人、そういったものを民営化することによって、全体として見れば、少し効率化という観点が必要ではないかということからきているのだらうと思います。

しかし、効率一辺倒を追えば公益を追求できないということも、これは極端に効率を追えばそういうこともあり得るかと思えますので、これを見ていく視点というものはなかなか簡単ではないんだらうという気持ちを、私は正直言っています。

ただ、毎年毎年の財務内容などはきちっと公開してもらわなければなりませんし、そういうものを私どもが適切に見ていくという必要はあるのかと思えます。やはり、透明性というものを通じて私どもが流れを把握して、長期的に公益的な役割を担えるように、きちっとフォローしていくということが大切ではないかな、こう思っております。

○西村委員 冒頭、意見の表明で始めましたが、この質問も意見の表明で終わります。

やはり、ここでは国家機密保護法を今やるべきなんです。向こうでは個人情報保護法をやっていますから、向こうの個人情報保護法というものの、いわゆるそれを漏らした者の法定刑は、二年以下の懲役なんです。それを今放置しておれば、国家機密を漏らした者は一年以下の懲役で、個人情報漏らした者は二年以下の懲役で、法定

刑の上で、法治国家として見逃すことができないアンバランスを来しているということですね。

例えば、あすの公定歩合が何%上がるんだということ漏らして国家財政に決定的な損害を与えた者が一年以下の懲役、だれだれさんが結婚歴が三回あるということ漏らした人が二年以下の懲役。これは、法定刑を生み出す法の体系に、こつちが、国家機密が欠落し、個人情報だけが漏れている、国家のいわゆる欠陥を法定刑が如実に示しているということになります。どうかそのこともお心に入れて、国家公安委員長としての役目を果たされませんことをこいねがしまして、質問を終わります。

○佐々木委員長 以上で西村眞悟君の質疑は終了いたしました。

午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時二十九分休憩

午後零時三十八分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

それでは、昨日あらかじめ質問の通告もいたしておりますが、せっかく谷垣大臣にきてもらっていますので、まず、私は、暴力団対策の問題について伺いたいと思うんです。

実は、中沢委員らと御一緒に、一九九一年に暴対法を衆議院の地方行政委員会と議論をして、我々は、立法院の意思として暴対法を通しました。

そのときの議論の中で、当時の國松さんですね、あのオウムの被害者になられた國松さんが刑事局長で、私どもの暴力団取り締まりの究極的目標は、暴力団そのものをこの社会に存在を認めない、それを壊滅していくということでございます。こういう答弁でありました。

まず、政府参考人に最初に伺っておきますが、警察庁の方針、立場は今も変わっていない、当然のことと思いますが、國松答弁を踏まえて、今のお考えを確認しておきたいと思います。

○栗本政府参考人 まさに暴力団対策そのものにつきましましては、警察としては、暴力団は、極めて真犯性の強い反社会的な存在であります。いわば、ある意味では社会のガンとも言えるだろうと思えます。

いろいろな意味で国民に不安を与えるような存在でありまして、私どもとすれば、その組織として存在していること自体が不安を与えるものでございまして、暴力団対策の基本といえますものは、暴力団を解散また壊滅に追い込むために、あらゆる法令を駆使して取り締まりに当たるとともに、国民とともに暴力団を排除する社会的な機運をより盛り上げる、こういうものによって、究極的には、たゞいま先生がおっしゃったように、暴力団の壊滅に向けてやるものだ認識しております。

○吉井委員 それで、そのとき吹田大臣、吹田さんも、「たゞいま長官から答弁がありましたとおりでありまして、あくまでもこの法律は」、つまり暴対法ですね、これは「裏表なしに、もう全く暴力団の壊滅ということに向けてあるわけでありまして」と、これは立法時の政府答弁であります。

当然、今も谷垣大臣として、小泉内閣としても暴力団の壊滅、これが政府の立場なんだというふうに、吹田答弁と変わっていないと思いますが、確認をしておきたいと思います。

○谷垣国務大臣 暴力団に対する姿勢、それから暴対法を運用していく上での目的、今おっしゃったとおりで、全く変わっておりません。

○吉井委員 当時、政府答弁もあり、立法院の意思としては暴力団の存在を認めない、暴力団を壊滅させるんだ。これが暴対法をつくったときの政府の方の答弁であれば、国会の方の意思でもありました。

そうすると、これは、立法府に身を置く者が壊滅すべき暴力団と関与をしてはならないのは当然なわけですね。まして、暴力団からみかじめ料なりシノギなり、どういう表現で呼ばれることになるか知りませんが、政治家としては、もともと反社会的というのは、暴力団が一般市民からみかじめ料を取ったりしてやっているわけですから、その上前をはねるようなことになっては当然いけないわけで、政治家としては、暴力団から金をもらうとか、あるいは指名手配などの警察情報を手に入れたりとか、言ってみれば暴力団に便宜を図るなどということは、これは立法府に身を置く者としては両立しない、あつてはならないというのが、これは当たり前の話だと思ふのですが、暴力団壊滅を目指して取り組んでおられる大臣としてのお考えを伺っておきたいと思ふます。

○谷垣国務大臣 これはおっしゃるのとおりでございまして、暴力団と対峙するというのは、直接私も警察あるいは国家公安委員会の責務でございしますが、最低限言えることは、思いを共通にしたいだいてきちつと一線を画していただく、当然のことだろと思ひます。

○吉井委員 そこで、先日、福田官房長官は二十二日の会見で、また後に変更はありますが、国会議員が暴力団とかかわりを持つ是非についての質問に、暴力団であろうと有権者という意味では日本国民の一人で、事情や関係の厚みを勘案して考えるべきだなどというふうに述べられました。これは、わざわざ暴力団も有権者だ、国民だと、確かに国民であることは、日本の暴力団なら間違いないわけですが、それで事実上、松浪議員の行動をかばう発言と言わざるを得ない発言として、これは報道もされました。

さすがに翌日二十三日の会見では、暴力団を容認した発言ではないと釈明をされた上で、暴力団とわかつた上でさらにつき合ひが続いていけば見識を問われる場合もあるという考えも示したというふうな報道もされております。

ただ、私はこれは見識という世界なのかなと。

うに思ひます。

そういうことも含めて、やはり身を正していくというのは、政治家として基本的に求められることだろと思ひます。

○吉井委員 実は、この法律ができた後、何度も暴対法に基づく小委員会もつくりまして、ずっと議論をしてきたわけですが、当時、廣瀬さんの答弁を見ていますと、私思ひ出したのですが、会社をつくれということと臨んでいると。例えば山口組の例でございしますが、ファクス手配によりましてそれぞれ傘下組織に対しまして会社をつくれという示達を出しました。ということと、今おっしゃったように、さまざまやり方で資金源の拡大とか資金の調達ということをやっているわけですね。

そうすると、確かにおっしゃるような、なかなか、それを判断するといひますが、暴力団対策法でいきますと、きちつと指定するわけですからね。しかし、それが指定したものの構成員かどうかとか、きちつきちつと見きわめるというのには、それは確かにいろいろな、今おっしゃった人権上その他の配慮もしながらやっておきなさいいけない、私はそれはわかつた上でお聞きしているのですが、しかし、暴力団とわかつたら、それはもうかかわりを持つてはいけない。地域でもかなり有名なのにおつき合ひをするということになると、これはとんでもない話だと思ふに思ふわけでありま。

それで、念のために政府参考人に伺っておきますと、この松浪氏の大阪府警の捜査状況の照会事件に關連して、発端となつた談合事件はどんな事件か。秘書給与を肩がわりしていた暴力団組員で談合を取り仕切つた中心人物や、貝塚市の建設会社カレンサイの実質経営者、山口富士男という人物を中心に、事件の概要ですね。私、ちよつと特別委員会に出ておりましたから、余り重複が多過ぎるは他の委員の方に申しわけないと思ひますので、簡潔にそこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○栗本政府参考人 大阪府警におきまして平成十年の三月に検挙いたしました談合事件につきましては、これは大阪府発注の府営住宅解体工事の指名入札に關しまして、入札参加業者がいわゆる不正談合を行つたという容疑で、刑法に基づいて関係被疑者五名を逮捕した事案でございします。

○吉井委員 このカレンサイの会長の山口富士男という人物は、元酒梅組系の組員とかそういうことがマスコミ等で伝えられておりますが、松浪議員は九七年末にこの人物が暴力団関係者だつたことを初めて知つたということと、この人物は、報道されているように、大阪府警によると、この会長は一九九八年七月まで暴力団酒梅組の組員であつたということが伝えられておりますし、松浪議員は、その九八年の、暴力団員と知つてから三月八日まで、会長からお金をもらつていただけじゃないかと、九八年三月八日に会長から連絡を受けて、東京の喫茶店で面談、その場で頼まれて府警に電話し、事件について質問したということなど伝えられておりますが、これは実際には、暴力団員であつたかどうか、いつまで暴力団員であつたのか、そういう問い合せ等のこと、照会等があつたのか、ここを伺いたいと思ひます。

○栗本政府参考人 ただいま先生お尋ねの、特定の人物がいわゆる暴力団員であるのか、またはあつたのか等につきましては、それを一般的に述べますことは、大変私も、個人の名誉やまたプライバシー、あるいは状況によつては捜査上の秘密にもかかわる問題でございまして、答弁を差し控えていただきたと存じますし、また、今御質問の中で述べられました各報道についての詳細については、私も承知してないところがございます。

○吉井委員 報道は、東京版、大阪版で若干違ひはあつても、読売も朝日も産経も皆同じことを伝えておりましたから、私はマスコミ等で紹介された範囲で、つまり松浪議員が、暴力団員と知つておつき合ひをしたのか、全然最後まで知らなかつ

たのかとか、もう既にマスコミ報道の中で、知っていつき合った時期があることは御本人が認めておられますから、これは改めて聞くまでもないことかもしれません、そのことをきちんとややり確認をしておくために伺いをしたものです。非常にこれはまさに個人情報にかかわるというお話で答えられないとなれば、それはそれまでなんです、このところについて伺っておきたいと思うんです。

○栗本政府参考人 ただいまの、議員の方がその関係の報道、取材においてどのようなお答えを出されたかということについては、私も全く承知しておりませんし、確認もいたしておりません。

ただ、警察といたしましては、先ほど申し上げましたように、具体的な特定の人物が暴力団か否かということにつきましては、答弁を差し控えておきたいと思っております。

○吉井委員 暴力団の活動については、企業等からの暴力団排除ということで、商法違反事件等で随分取り組んでおられる。また、そのために必要な商法の改正をやったりと、これは、大企業の総務部長などが暴力団系の総会屋から金を取られる、逆に金をやるといつまでもそういうことが続くということ、立法府としてもその対応をやってきたものでありますし、一方、企業の総務部長なんかで、実際に検挙されて会社解雇となる人も少なからず出ているわけですね。現実にはそういう事件がある。

また、公共事業にかかわっての暴力団の介入というのは随分あつて、公共事業から暴力団排除ということについても取り組んでおられるということ、警察白書その他皆さんのPR誌でも出てくるわけですが、企業等からの暴力団排除、公共工事からの暴力団排除についてはどのように取り組んでおられるのか、伺います。

○栗本政府参考人 まさに先生御指摘のように、暴力団が、その存在を長らえるために、非常に巧妙な形で資金源活動を求めているところでございまして、そういうような中で、一つには、やはり

企業に対する資金源を求めた攻撃を巧妙にやっておりますし、また、時には暴力団自身が実質的に企業などを経営し、それを資金源にしているということもございいます。それからまた、各種行政等に働きかける等々によりまして、公共事業に巧みな形で参入し、それを資金源にしているということが現実としてございます。

私ども、暴力団対策のやはり根幹、よく、人、物、金、こういうものが中心になるわけでございますが、その中でも特に暴力団を壊滅に向けて追い込むためにはその資金源を断つということでございます。そのような観点から、今御指摘のような企業対策あるいは公共事業からの暴力団排除、こういう面についてこれまで積極的に取り組んでおられるところでございまして、今後とも引き続きさらにその方面の排除活動を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○吉井委員 本題のセンター法の方の質問に入る前に、私は締めくくりに、くだいようですけれども、谷垣大臣にもう一度伺っておきたいんですが、大体、かつてプロ野球選手で暴力団と結びつきを持った人はプロ野球界からもう永久追放ですよ。大企業の総務部長その他、暴力団系の総会屋とおつき合ひしているという人は、これは検挙もされれば、企業を解雇ですよ、もちろん刑事罰もあるわけですが。

そういう中で、暴力団対策法なりあるいは商法改正なり、まさに警察庁やあるいは政府の方からの要請で、資金源を断つ、暴力団は壊滅だと皆さんおっしゃるの、国会の方も立法府としての責任を果たしてきた、法律をつくってきた。その立法府に身を置く者が暴力団とかかわりを持つというところは、私は暴力団から金をもたらしたという政治と金の議論じゃないと思うんですね。もちろん、政治と金の世界の話もありますけれども、しかし、より根本的な問題があるんですね。そのことについての、これは、私は、単なる政治と金という話じゃないんだ、まさに暴力団壊滅に向けて担当しておられる大臣としてのお考えというものを改めて伺っておきたいと思うんです。

○谷垣国務大臣 もう基本は吉井議員のおっしゃるとおりだろうと思えます。

少なくとも、立法府に身を置く議員が暴力団とタッグマツチを組むような行動があつてはならないというのは、もうこれは私が申し上げるまでもないことだろうと思えます。

ただ、私の個人的な経験を申しますと、弁護士になりました最初の仕事は、顧問先の総務部長から呼ばれてまして、それは、暴力団とおぼしき人物がゆすりに来ているから追い返してくれというのが私の最初の弁護士としての仕事であつたのを思い出します。

そういう形で、何か仕事をしていく場合に暴力団との接点があるということ、これは弁護士という仕事だったからかもしれませんが、私は、ごく平穩な暮らしをしている方には想像もつかないところでは巻き込まれてしまうということがないわけではないと思えますし、また、こんなことを申し上げるのも、誤解を招くようなことを申し上げる必要もないんですが、やはり暴力団であつても、先ほど申し上げましたような人権があるわけでありまして、それを守らなければならぬ場合も全く論理的には否定できないだろうと思えます。

しかし、何でもこの暴力団と対峙しているのかという目的をきちつと考えるならば、一線を画すべきところは一線を画す、これは当然のことです。ありますし、私、今警察を所管する者としては、そういうことを強く申し上げなければいけないと思っております。

○吉井委員 暴力団員で、逮捕され、裁判を受け、刑務所に収監されている人であっても、受刑者の人権を守るとか、人権をそういう立場できちんとやっていくというのは当然のことであつて、今まさに法務委員会でも刑務所の問題が大問題にもなつておりますし、刑務所だけじゃありませんが、それは当然なんです、なぜ、政治に身を置く

者、立法府に身を置く者が本当にきちつとしなきゃいけないかということについては、実はこれももう十年余り前になります、九〇年代に総理大臣を経験された方だったんですが、その方が総会屋と非常に親しくしておられて、あれは愛知県でしたか、どこでしたか。何ですか、自然神社だか天然神社だかというところに、碑文も建てれば、両者仲よくの写真まで神社に祭る、そういう例もありまして、これはただの、暴力団員といえども有権者だからとか、暴力団系の総会屋といえども有権者だからということで、非常に甘い対応がやはりずっと続いているわけですね。

それでは、立法府としては、政府の方が、暴力団は壊滅だとおっしゃつて提案された、せつかく暴力団対策法などをつくつても、肝心のつくつた方の立法府の人間が何だかんだと言つて、いろいろな形でかかわりを持つておつたのでは、これは本当に壊滅ということにはならないわけですよ。それだけに、立法府に身を置く者は、両立しないんだ、相入れない、そこはきちつちやらなきゃいけないということをはつきりさせておかなきゃいけないということ、これは申し上げておきたいです。

そういう点では、与党の大臣、与党の方の問題はやはりきちつと、それは、大臣という職にあつても、まさにその問題を担当しておられるんですから。大臣の職になつたとしても同僚議員に対して物を言うのは当然なんです、私の身は暴力団を壊滅させる大臣なんです、その大臣がかかわりを持つたんだというんことは許せないんだということを、やはりはつきり言うべきだ。それが責められないで、あいまいなままでは、こういう問題は繰り返すことになつてしまふというところを申し上げて、法案の方に移りたいと思えます。

法案では、特殊法人等整理合理化計画実施の一環として、認可法人自動車安全運転センターを民間法人化するというのがこの法案ですが、この民間法人化によつて法人業務が利用者と関係で何か変わるものがあるのかということ、政府参考人の方に最初に伺つておきます。

○属政府参考人 民間法人化でありますけれども、国の関与をできるだけなくしていくということが基本であります。

例えば、センターの理事長それから監事等について、現在は任命制になっておりますけれども、これについては、任命制を廃止いたしまして、認可制にするということで、センターみずから自分たちで自立した経営ができるようにするというのが基本であります。

そうすることによりまして、センターの方は、現在もいろいろな交通安全にかわりの深い仕事をやっておりますけれども、国民のニーズをよくとらえて、道路交通情勢の変化に機敏に対応したいろいろな業務ができるようにしよう、それによって国民のためのよりいい仕事ができるようにしていこう、そういう趣旨で民間法人化をしようというものでございます。

○吉井委員 何か、より仕事をできるようにしようというお話なんです、基本は何も変わらないわけでしょう。それで、この民間法人化というのは、特別の法律に基づく法人で、法律上、数を限定するものということで始まっているわけですが、つまり、これまでの証明発行業務をセンターが独占して行っていく、このことはそのとおりだろうと思うんですが、この点はどうか。

○属政府参考人 交通事故証明業務とかあるいは経歴証明業務とか、そういうものも現在やっておりますけれども、警察が保有する個人情報を取り扱うということで、これについては、既に現在やっておりますセンターが引き続きやるということとでやっていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 ですから、これまでどおり証明発行業務をセンターが独占して行うという点では、別に変わるわけじゃない。自動車安全運転センターの主要業務となりますと、運転免許、経歴証明、交通事故証明の発行などがあり、それによる手数料収入を上げてやっていくんですが、この手数料収入というのはそれぞれ幾らですか。

○属政府参考人 交通事故証明書につきましては、一件当たり六百円です。経歴証明書については、一件当たり七百円ということをやっております。

トータルの収入でありますけれども、証明書の関係では大体五十六億四千万円、それから、研修をやっておりますので、研修関係の収入で十一億八千万円といったようなことで収入は得ております。

○吉井委員 それで、センターの〇一年度当期利益、約二億四千八百万円を計上しておられるわけですが、民間法人化に伴って、監督機関の国家公安委員会の会計処理権限が縮小されるというふうなふうに思いませんか。法人には裁量権が広く認められるようになっていくと思うんです。

例えば、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表、それから資金計画、資金の借入れ、役員、職員、の支給基準などは、国家公安委員会の承認や認可が廃止されるということになっていくというふうなふうに思いますが、当期利益の積立金義務も廃止され、これらは情報公開法の適用からも除外をされるということになっていくんじゃないかと思うんですが、この点はどうか。

○属政府参考人 今お話がありましたように、国家公安委員会による資金計画、これは現在認可制でありますけれども、これについては廃止になります。それから、財務諸表の承認制についても、これは廃止いたしまして、そのかわり提出はしていた、ということでございます。

しかし、予算それから事業計画については現在も認可制をとっておりますけれども、これについては引き続き維持をするということで、全般的に、必要なものについては、このセンターについては、公共性の高い仕事をやっておりますので、必要な指導監督はできるような仕組みにはなっております。

情報公開の関係でありますけれども、これにつきましては、現在は法律上の情報公開の対象に一本応じておるわけでありまして、今度こう

いう形で民間法人化になりますと、法律上の対象からは外れてまいります。しかしながら、こういった法人一般については、指導監督基準がありまして、できるだけ可能な範囲での情報公開をすることということになっておまして、現在もいろいろな形でやっておるものについては、可能な範囲で、また引き続きやっていくようになるだろうというふうなふうに思います。

○吉井委員 特殊法人は、もともといろいろな問題がこれまでも議論され、天下り問題その他もあつたんですが、これは法律上の対象から外れる、要するに情報公開から外れるということ、つまり、ますますわからなくなっていくことが、問題として、今お聞きしてわかってまいりました。

警察庁や県警に事故や運転経歴を照会できる権限、証明発行業務というのは、現在そのまま独占できることになるというふうなふうに思いますが、そうすると、引き続き大きな収入が保障される、利益は法人の独自裁量で処分ができる、そして、要するに中身は情報非公開で、情報公開の外でよくわからなくなってくる。こういうふうになると、国家公安委員会の関与が薄くなることによってセンター独自の財政自立化、効率化という話になってきますと、懸念されるのは、証明発行業務の手数料の引き上げとか、こういう問題が出てくるのではないかと。

この手数料引き上げの圧力というのは、たしか、一応国家公安委員会の承認事項ということではあると思うんですが、これまで以上に手数料引き上げの圧力がかかってくるのではないかと、そういう方向へ向かうんじゃないかというふうなふうに思いますが、そうはならないという保証はありますか。

○属政府参考人 現在の交通事故証明書あるいは経歴証明書の手数料については、昭和六十一年の初めに定められた手数料、それぞれ、経歴証明については一件当たり七百円、事故証明については一件当たり六百円、それを長年、物価は相当高くなってきたおるわけですが、いろいろな努

力をするることによって、現在まで一回も上げないでその後やってきておるといった状況でございます。

今度、民間法人化になったら簡単に上げて金もうけをするんじゃないかという御指摘でありますけれども、決してそんなことはございません。これは、今でもぎりぎりの経営状況の中でのいろいろな努力をしながら国民のために一生懸命交通安全に資する活動をしているわけであります。そういうセンターの業務については、今もセンターの業務方法書に基づいて、センターが国家公安委員会の承認を受けてその金額を定めるという仕組みになつておまして、この仕組みについては、民間化になつても同じように維持をされることになつております。

○吉井委員 維持されることになっておるとおっしゃるんですが、これは手数料引き上げを食い止める保証はないということで、利用者の負担増大というおそれが強くなる懸念は消えないということをおし上げておいて、天下り問題について聞きたいと思っております。

自動車安全運転センター法人への天下りが今あるわけですが、法人役員、管理職その他一般職員それぞれに占める警察からの再就職者とその比率は、今どういうふうになっておりますか。

○属政府参考人 センターの平成十五年度の職員定員を申し上げますと、四百八十一名であります。そのうち、都道府県警察を退職してセンターに採用された者は百九十五名、約四一％というふうになっております。また、役員については、現在は六名ですが、六名ともに国家公務員を退職した者であります。

○吉井委員 この天下りの実態は、他の法人と比べてみても、天下り官僚が占める比率が非常に多いのが特徴だというふうに思います。そもそも、自動車安全運転センター法人の設立の動機が、警察の天下りの受け皿機関となるというのが設立目的としてあつたのではありませんか。

○属政府参考人 センターの設立目的というのは、これは当然のことながら、そういう天下り云々ということでは一切ございまして、交通安全のために資するようないろいろな活動をしてもらうということではございまして。

○吉井委員 実は、発足時の法案審議の中で、当時の福田一国家公安委員長は、警察官僚からの天下り先機関がないという話を聞いて、それで福田さんは「警察には一つもございませぬ」という話を聞くと、むげにどうも、これまた類似のものを二つも三つもつくるということになればあれだけれども、一つくらいはひとつという、この一つくらいはというのには弱いのですと、「まあお願いする以上は何か理屈をつけなければいけませんからね、やはり」政府委員が答弁したように言うておるわけですね。

これは一九七五年ですから、随分前の話になります。七五年三月十九日の衆議院交通安全特別委員会、センター発足の本音を当時の国家公安委員長が率直に語っておられるんですが、こういう答弁があったことは、今度提案されたときに、過去の記録を繰ってみられて御存じのことと思いますが、念のために何っておきます。

○属政府参考人 そういうような話を、何らかの形で答弁があったという話は聞いたことがありますが、実際にどういう、具体的な中身がどうかというのは、私は承知をしております。

○吉井委員 これは民間法人化したとき、特別の法律に基づく法人であり、いわゆる民営化と違つて人事院の天下り規制の対象とはならないと思うんですが、この点はどうですか。

○属政府参考人 人事院のそういう監督のもと対象にはなりませんけれども、一般のこういつた認可法人等に係る指導監督基準というのがございまして、そういう基準に基づいた指導は当然のことながら受けることになります。

○吉井委員 現状も天下りが多い、それで人事院の天下り規制の対象とはならない。ですから、従

来どおり、天下り自由という世界なんです。

センターが生まれたときから天下り受け血機関であるという議論が、当時の福田一国家公安委員長の国会でのやりとりの中でも出てきているわけですが、その天下り受け血機関で、現状もそのとおり、民間法人になつても結局規制なしというのが実態じゃないかと思うんです。そして、民間法人化によつて財政の自立化、効率化などというところが強まってくると、証明発行手数料の引き上げの懸念、これもまた依然として残ってくるということがあります。

そこで、谷垣大臣に伺つておきたいんですが、今これだけ天下り問題が出てくるときに、やはりこの天下り問題について、天下りの官僚が占める比率が異常に多いとか、やはりこういう国民的に見て、そもそも天下り問題、非常にみんな厳しく見ているんですよ。そのときに、天下りの規制の対象にもならない、そういうふうなあり方ではないのかというそもそも論というものがあろうと思うんですが、これは国の行政機関全体についてとなれば、ほかの大臣、担当大臣に聞かなければいけませんから、この分野についての天下り問題について、大臣としてはどのように考えておられるか、これを伺つておきたいと思ひます。

○谷垣國務大臣 そもそも論という切り口で今おっしゃつたわけですが、そもそも論ということでは、やはり政府の関与を減らすことによつて自主性というか、自由度を高めて、より効率的な運営をしてもらうことを期待しているわけですね。

吉井先生は、そうすると天下りも自主性、自由度が高まるんじゃないかという視点だろうと思ひますが、ひとつ私としては、かつての大先輩の国会での御発言、先ほど読まれました、それを受けて先生は天下り受け血機関だというような表現をなさいましたけれども……(吉井委員「いや、私じゃない。福田さんが言つたんだ」と呼ぶ)いやいや、私福田先輩が言われたのか先生が言われたのか、私

どもとしては、そういう表現はやはりこの際払拭をしないといけないと思ひます。

それで、ただ、もう一つやはり考えなければならぬことは、国家公務員も、退職した後、現職にいた間の経験とか蓄積というのをどう生かしていくかという視点も、私は全く無視していいというふうには思わないんです。

そこで、具体的にはどうなるかということになりますと、確かに現在は、先ほど交通局長が答弁しましたように、役員六名全員が国家公務員のOBということでございまして、職員の中にも、国家公務員の出身者、あるいは地方公務員もあるかもしれません。パーセンテージがかなり多いということでもあります。今までは、役員に關しましては国家公安委員会が任命をするという仕組みでございまして、今後は、センターが自主的に自分のところの業務に適切な人を選任して、そしてそれを国家公安委員会が認可するという、より自由度の高い形になります。まずセンターにおいて、自分のところの業務の目的をよく考えて、適切な人材を選んでもらうことが大事だろうと思ひます。

それで、私どもとしては、やはり天下りの中で確かにこれは問題だというような事例を、過去いろいろな議論がございまして、そう思う面もございまして、そこはしっかり見ていかなきゃならない。先ほど交通局長も御答弁申し上げましたけれども、昨年、特別の法律により設立される民間法人の運営に關する指導監督基準というのをつくつたわけ、閣議決定をしておりますので、それにきちつとつた指導監督をしていく必要がある、こう思つております。

○吉井委員 これは老後の問題、人生設計にかかわること、定年制をどう延ばすとか、実際短くなつていく方が多いんですが、それから、老後の最初のところで、やめてからの就職機会をどう拡充するか、拡大するか、これはまさに国民の雇用の問題とかかわつて政治が考えていかなきゃいけないことですが、自由度を高めることが天下り

天国になったり手数料引き上げの自由になつてはいけないということ、これだけ申し上げておきたいと思ひます。

最後に、私、これは反対しますので、簡潔に理由だけ言つておきます。

これは、国家公安委員会の関与や規制は弱まるものの、民間法人化によつて、その運営に財政の自立化、効率化などが強まり、手数料引き上げのおそれが強くなることについて、私たちは反対します。この業務は、業務が持つ公共性、業務執行の効率性、個人情報保護、手数料の低廉化などの観点からも、警察が直接行うことが妥当だというふうな考えであります。

第二の理由は、自動車安全運転センターが警察官僚の天下り受け血機関となつていくというのが問題です。これはやはり、そもそもセンター発足時の審議でも明らかなように、当時の国家公安委員長が、センター発足の本来の目的が警察官僚の天下りの受け血機関であることを赤裸々に語つておられるわけですから、民間法人化されても天下りは何ら規制されない、こういうことでは賛成はできない。

このことも申し上げまして、質問を終わります。

○佐々木委員長 以上で吉井英勝君の質疑は終了しました。

次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子です。

本日は、まず初めに、政治家と暴力団、普通の市民社会生活では出会うことが少ないと思うんですが、報道等を通してよく聞く名前とか、主体者であると思うんですが、その交差点に警察という、交通事犯では市民社会生活では出会う人々との関係という点から、少しだけお伺いしたいと思うんです。

警察も、暴力団と言われる方たちの世界も、それから政治家の世界というの、一般的にはなかなか中が、内部がどうなつていのかわかりにく

いということがあろうと思うんですが、今回の松浪議員の件で報道を二、三見ていますと、四月十六日の読売新聞に、ムカ工氏とお読みするんでしょうか、向江氏は、松浪議員が暴力団との関係を切りたがっている聞き、知り合いの刑事を紹介したが、その後どうなったかは知らない」というコメントを載せていらつしやるんですね。

暴力団との関係を切りたがっている、いわゆる相談事に当たるところで、現に、暴力団関係の相談件数というのはどのぐらいの件数になっているのか、そして、この十年間ぐらいではどういう傾向にあるのかを、まず初めにお伺いしたいと思います。

○栗本政府参考人 ただいまの御質問は、暴力団に係る警察へのいろいろな相談の件数というお尋ねかと思いますが、実は急な御質問で、資料を持ちしておりませんので、よろしくお願ひします。

○北川委員 どうも済みません。きのうですかね、おとといですか、お伺いしたところによると、去年は三万九千六百五十九件で、十年前は三万二千三百一件ということで、一万件ほどふえているということで、増加傾向というふうな形でお伺いしていたんですけれども、この相談事の中に、松浪議員の場合のように、関係を切りたがっているというか、そういう相談の深刻さなどについては、傾向的にどういふ暴力団絡みの、市民社会生活での相談の持ち込まれ方の傾向とか分析。そして、次にお伺いしておきたいのは、今回、もう定年退職された方から聞き取りをされた結果を警察庁が発表されているというふうな聞いたんですけれども、記録ですね。その相談事に対しての個人の記録を多分文書にして残していらないか、そういう文書の保存期間とか、そういうものは何かガイドライン的に、どれぐらい保存しているとかあるのでしょうか。そういうところを少しお伺いしたいと思います。

○栗本政府参考人 まず、警察署等に対して、勤務時間中にいろいろ暴力団に関する相談を受けたものに對しましては、恐らくきちっとした形で、誠実に相談を受けた上で、その内容についてどのようなアドバイスをしたのか、また警察として今後どのような措置をすべきなのか、そういうものについては、恐らくきちっとした形で残り、事後の再度の御相談に的確に対応できるようにする。あるいは、中身によりましては、既に犯罪として成立している可能性があり得るようなものであれば、しかるべき部門にその情報を回す。そういう意味において、具体的にそれぞれの都道府県警察、また署においてきちっとした形で記録が留められていると思いますが、ただいま、具体的に何件ぐらいとか、どういうものかということについてはちよつと承知いたしておりませんので、答弁を控えたいと思います。

それからまた、もう一件の、先ほどの新聞報道との関係で、相談があったというお尋ねが今ございましたけれども、これにつきましては、全く私的な、執務時間外の、私的なものと知り合つておられる秘書等の紹介で話がなされたというものでございまして、今申し上げたものとは全く違うところでの相談でございまして、それについては、先ほど私が申し上げたような形で残っていないのではないかと承知しております。

○北川委員 政治家と警察の方の難しいところというのは、プライベートな時間があるのかないのか。その人の立場を配慮して、公務時間以外だけでも、こういう相談に乗つて。そして中身の身近な出来事を早く解決してもらいたいので、警察に、官である立場の人に相談を投げかけるといった意味では、公務外とか公務内というのは余り問題にはならない。その人が別に警察官とか刑事さんでなければ、相談にはならない。すぐ警察の中で影響力を持つ立場にいて退職された方と一般には、公務内の時間、公務外の時間とはつきり明確に区分けができるような形にはなっていない職業の一つだと思ふんですけれども、その辺はいかがお考えになつていらつしやるのでしょうか。

○栗本政府参考人 若干私の先ほどの御説明が十分な点があったと思いますが、新聞報道に關しましては、その当時、相談を受けた警察官においては、具体的な暴力団関係の相談だという認識は持つておりません、その問題につきましては、それからまた、もう一つの、先ほど私、公務中云々というふうな申し上げましたが、これはもちろん、執務時間外において警察官が国民の方から具体的な暴力団にかかわるような被害に係る相談を受けた場合には、当然、これは警察官として責務でございまして、そこだけで聞きおくということではなくて、もちろん改めて詳しくお聞きをする、またしかるべき関係部門に対して情報をして、その後、被害の防止、また被害の回復、また状況によつては捜査を行つて関係者を検挙していく、こういうようなことが行われるための確な対応をしていくものと思つておりますので、仮に執務時間外に聞いても、それは別のものという対応はしないと思つております。

○北川委員 少しその辺が、やはり人的交流の中でどうなつていくかというの、あいまいな面があるんじゃないかなというふうな思ふんですけれども、先ほどの情報の提供、捜査と情報、おとり捜査とか、そういうので以前にもお伺いしたことがあったんですけれども、相談の内容の中に先ほどおつしやつたように事件絡みのものがある、事件絡みのもので、なつていく中で、その事件の内容を提供してしまふ。今回、この問題も少しかわつてくると思ふんですけれども、相談で、出だしが、入り口が相談、中に入つていくことに捜査状況を提供していく、その相手が、一般の市民と、例えば政治家と言われる方について、影響力がある人と一般的に普通の人から見ると思われる人たちの対応が警察の中でどうなつていくのか、その公平にされているのか、されていないのか、その

辺なども市民社会は見ていると思ふんですけれども、入り口が相談で中に入つていくことに捜査の情報が提供されていくという問題との、かなり重層的に難しいところはあつたと思ふんですけれども、その辺の、訓練といふか、この問題というのはいろいろな形で指摘があると思ふんですけれども、捜査情報と個人情報、その辺の警察の今の境界というか見解、境界というか見解というのか、おかしいですが、その辺などはどうなつていたかというのを教えていただきたいと思います。

○栗本政府参考人 ただいまのお尋ねは、具体的な、暴力団関係者などからいろいろの嫌がらせなど不安を感じて警察にまず相談がなされる、その中で、まだ犯罪としては成立していない段階、あるいは、さらには犯罪として成立しているようだと認められるような段階ごとに警察としてはどのような対応をするのか、その中で情報提供をするのか否かという御質問かと存じますが、そういう観点にみてもみた場合には、私どもは、目的は、警察に來られる方の、あくまでもいろいろな各種犯罪あるいは被害に遭わないようになつて、警察として、仮にそれが暴力団等にかかわるような関係者からの嫌がらせ等を受けているということであれば、そのような相談者に対して、具体的なそういう事実を踏まえた上で、今後被害に遭わないように、また、あるいは今既にある程度の被害に遭つていようとすればその被害の拡大を防止するために、いろいろな相談に対して情報提供をすることはあり得るだろうと思ひます。

それからまた、具体的な捜査というお話でございましたけれども、具体的なその中から、その相手方において既に犯罪が成立し、警察としては各種法令を適用して検挙することによつてその種の暴力団にかかわる犯罪というものを防止していく、また被害を回復していくということであれば捜査に着手するわけでありますが、その辺についての内容を当該被害者の方、相談者の方に提供す

るか否かということにつきましては、それはやはり個別、ケース・バイ・ケースでございますので、その中で判断をした形で提供の一部においてなされるかと思ひます。

いずれにいたしましても、それぞれの段階においても、やはり、個人情報につきましても、私ども、本来の警察で保有している保有の目的に即し、また他の法令等にかんがみて適切に判断し、対応していかなければいけないと考えております。

○北川委員　そこにおいて相当な解釈とか、恣意的な運用ですね、ケース・バイ・ケースにおいてされていくのをどう防ぐかということにもつながっていくと思うんですが、相談の、入り口のところ、一対一での相談ではなくて、きつちりと記録を、先ほど記録のこととお伺いして、どれくらいきつちりしたカルテとして残して、何年保存とか、そういう仕組みになっているのかというのには御答弁がいまいちなかったんですけれども、一対一で相談を受けないというシステムをとるといふのは、警察の中ではいかがでしょうか。

きつちりと聞きながら、それを横で聞いていて書き取りをする人、それが第三者が、次の人に引き継ぐときにも、どういう状況までこの問題が来ている相談であり、内容はこうであり、どう解決をする、例えば暴力団との関係を切りたい、ここまで切れてきているんだけれども次はこうだとかという、ある意味、お医者さんの言うところカルテになると思ふんですが、相談記録の日誌みたいなものですね。そういうふうな体制というのが入り口でとられたとするならば、どの人に対応しても、議員であろうが一般の方であろうが、適切に吟味、検討しながら物事を解決していくというふうな形が警察内部でもとられていくというふうな思ふんですが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○栗本政府参考人　今のお尋ねは、被害者等の方が相談に来られていることに関してのものだろうと思ひます。それは、先ほど申し上げましたように、こちらが必要な、一人、あるいはその状況

によつて二人、複数で聞く場合がふさわしければそのような形で適切に対応するだろうと思ひますし、また、その相談事案等につきましても、事後の措置が当然求められるわけでございますから、当然、そこにおきましては、具体的な相談内容等についてははしかるべき、恐らく記録化し、そのものだけにとどまらず、組織的な対応ができるような措置を講じているだろうと思ひます。これはどのような方が相談に来られたかということにおいて変わるようなものでももちろんございまして、どのような立場の方であろうと、警察に困つて相談に来られれば、当然、適切に対応するのが警察の立場でございます。

○北川委員　最後にお伺いしたいんですけれども、一つは、全般的な話として、そういう記録というのは何年保存という規定があるのかどうかというのが一点と、そして、この松浪議員の事件の中で、相談と情報の提供ということとはなかつたというふうな言い切られるのか、その辺だけ押さえておきたいと思ふんですけれども。

○栗本政府参考人　今の御質問は二つあるかと思ひますが、今、警察署等におきまして、具体的な御相談をいただいたときに、記録を残したもののについて何年の保存があるのかという御質問が一つかと思ひます。それについて、ちよつと私も今、詳細、承知しておりませんので、答弁いたしかねるところでございます。

それからまた、後の方の御質問は、新聞報道等において行われている、談合事件の捜査に関しての問い合わせがあったか否かということについてでございますか。――それだとすれば、それに付きましては、その時点において対応いたしました捜査担当者が、その事件についての問い合わせをなされた関係者に対して早期に警察への事情聴取に応じるように協力を依頼した、こういうふうな聞いております。

○北川委員　そこまでのことは提供したということとで今お答えになったんだらうと思ひますが、まず、記録のきつちりしたものがあるのかないのか

も含めて、これは二年前の退職の方に聞き取りをしたということなので、ないということなだらうと思ひますけれども、やはり、これが事件性が追及されて深く関与せざるを得ないところまで来ると、どうだったのかという検証というのが必要になつてくると思ひますので、今後のことも含め、記録の保持に関しては、第三者がちゃんと見ても公平にわかるものとして残るものをつくっていくべきだということを提案して、刑事局長の方にはもう御退席していただいて結構でございます。

次に、自動車安全運転センターの問題についてなんですけれども、私たちは、この問題は独立行政法人として整理した方がいいという立場で、次の点をお伺いしたいと思ひます。

今回、民間法人化する理由なんですけれども、お述べただけですでしようか。

○属政府参考人　今回の特殊法人等改革におきましては、廃止あるいは民営化という基本方針のもとでいろいろな検討がなされました。

事業の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人、または民間でも同種の事業の実施が可能な法人は、原則として民営化をするというふうになつたわけでありまして、他方、廃止または民営化できない事業であつて、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人については、独立行政法人化するということの仕分けがなされました。

そういう中で、センターにつきましても、犯罪捜査等の過程で得た交通事故歴、交通違反歴等の個人情報を取り扱う、そういった業務の特性上、国の関与の必要性は高いわけでありまして、けれども、事業収入の大半は自主財源で賄つているということ、事業の採算性は決して高くありませんけれども、これは民間法人化できるだろうという判断で、独立行政法人ではなく民間法人化されたものであり

ます。

今回、民間法人化することによりまして、経営の自主性、自立性が向上して、より効率的かつ効果的な運営が可能になるだろうというふうな思ひます。例えば、そういったメリットを生かしまして、国民のニーズあるいは道路交通情勢の変化に機敏に対応して、いろいろな研修業務とかそういうようなものに反映していくことができるだろう、そういうことで、民営化のメリットを生かしてまいりたいというふうな思つております。

○北川委員　先ほど独立行政法人の方がふさわしいのではないかとこのお話をしたんですけれども、それが、もしくは直接警察がやるという方がいいのではないかとこの立場をとつております。

なぜならば、センターの証明書発行の事務というのは行政行為の延長だというふうな思ふわけでありまして、全国一律に個人情報、いわゆる交通歴としての情報が、センシティブな情報が一極に集まつてくるというた意味においても、国の関与、国の関与というのとは上からの関与ではなくて、市民や国民が自分の情報にどうアクセスできるか、関与できるかといったことを押さえるためにも、先ほど情報公開制度の問題について吉井議員の方からも質問がありましたけれども、その対象外になるといつた点一つ見ても、民間になつたことにおいて、市民や国民が自分の苦情や不服や申し立てがしにくいというふうになつていくのではないかとこの懸念を抱いてるところが私たちの方にもあります。

それで、情報公開の開示決定というのを十四年度でお伺いしましたら、十二件教えていただきました。その十二件のうち、全部開示というのが三件、あとは部分開示、一部開示、それと不開示というのがあるわけなんです。情報公開制度の対象にはならないということなんです、あえてお伺いしたいと思ふんですけれども、この全部開示の中の一つに、二〇〇一年度の退職者のうち、再就職した人の氏名、生年月日、退職時のポスト、再就職先の名前、再就職先でのポストなどを記し

た文書等というものが、これの一九九九年から二〇〇一年度までを開示請求した分は全部開示になっていったんですね。

例えば民間法人になった場合、こういうものや、そして二〇〇一年度の各役員の報酬の明細を記した文書など、こういうものは、今と同様、開示を要求した場合は開示していただくような形になっていくのか。例えば、先ほど天下りの問題等々でも現行のありようを踏襲されるというふうなお答えがあったわけですので、この部分をお伺いしたいと思います。

○属政府参考人 情報公開の関係では、センターは、現在、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象法人になっておるわけでありませうけれども、この対象法人というのは、特殊法人、独立行政法人または認可法人であつて、設立法においてその理事長等を大臣等が任命することとされているもの、または法人に対し政府が出資できることとされているもの、そういうふうな限定がなされておりました。センターは、今回民間法人化されますと、理事長の国家公安委員会による任命制が廃止されます。また、政府出資も解消することから、同法の適用対象法人には当たらないことになってまいります。

しかしながら、特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準というのがございまして、その中では、情報公開については、例えば、財務等に関する資料を主たる事務所に五年間備えておき、一般の閲覧に供していること、またはインターネットによりこれを公表するとか、そういった指導監督基準があります。これからは、その指導監督基準に従いながら、所要の情報公開には積極的に応じていくということになると思います。

○北川委員 積極的に応じるとおっしゃっているんですけれども、株式会社形態ではないので、株主総会があるという形態をとるわけではないわけであつて、人事の面において今の形を踏襲するという点においては、やはり今ぐらいのレベルの情報公

開、開示というのは必要だろうと思うんですけれども、そういうお考えは今のところ全くないという意味なんですか。その辺について、再度お伺いしたいと思います。

○属政府参考人 先ほども申し上げましたけれども、特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準、これにいろいろなことを具体的に定めております。例えば、定款とか役員名簿とか事業報告書、損益計算書、貸借対照表等々、いろいろなものについてこれを主たる事務所に五年間は備えておきなさい、また一般の閲覧に供しなさい、またインターネットでこれを公表しなさいというようなことになっておりますので、その基準に従つてセンターにおいて適切に対応するだろうと思ひますし、警察庁としまして、そういったセンターの業務あるいは財務等に関する透明性が確保されるようにセンターを指導していきたいというふうに思ひます。

○北川委員 指導の部分だけが残ることなんですけれども、これはもう少し、このセンターをやめるときポストがどうで、再就職先はどうなんだと。だから、天下りのまた孫下りというんでしょうか、そういうことの情報を請求したら全部開示になっているんですよ。

そういう意味において、やはり多くの国民から批判があつた面が変わつていっているんだという検証を現実面として認証するために、情報公開というのはとても必要だろうと思うんですけれども、今の言葉の中では、現在、ある限定された状況のことはお示しするものがありますよとおっしゃるんですけれども、詳しく提供を積極的にするという仕組みはないというふうに聞かえてくるんです。

情報公開法にのつたぐらいのレベルは国の関与というのが一定残るということもお話しになりました上においては、このところは、ぜひ、ありようを民間にしたからといってすぐ切り捨てるという方向ではない方向で、今の情報公開制度のレベル、特殊法人に対してのレベルは守つてい

ただきたいと思うんですけれども、再三三つこいようですが、御答弁いただけないでしょうか。

○属政府参考人 また私も繰り返して恐縮になりますけれども、特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準で、特別の法律で設立された民間法人については、これに従つてきちんとやりなさい、これは平成十四年四月二十六日の閣議決定で示された方針があります。この方針に従つて適切に対応するというところで、情報公開の務めを果たしていきたいというふうに思つています。

○北川委員 今の状況の中でも、私からすれば部分開示の方が圧倒的に多いという点を指摘した上で、今局長がお話しになった点で、担保ができるとは到底思えないということをお伝えしまして、ぜひ情報公開においては積極的に、どうして切り開いていくかというのは御検討をいただきたいと思ひます。

次に、国の関与のことを少し先ほどおっしゃったんですけれども、民間になつても残る国の関与というものは、项目的にどんなものがあるんでしょうか。

○属政府参考人 役員の関係で申し上げますと、現在は国家公安委員会による理事長及び監事の任命制になつておりますけれども、これが認可制に変わります。

それから、国家公安委員会による資金計画の認可制、これは廃止になりますけれども、財務諸表の承認制については、承認から提出をするということになってまいります。

それから、いろいろ個人情報に係る交通事故の証明業務とか経歴証明業務をやっておりますので、その関係で、この役員員については秘密保持義務というのが課されております。

また、罰則の適用についても、みなす公務員という規定がありますけれども、この秘密保持義務規定あるいはみなす公務員規定については、民間法人化後も維持されることになっております。

○北川委員 国の関与としては予算の認可それか

ら役員人事の認可が残り、働かれる皆さんはみなし公務員という二十八条をそのまま残すので、守秘義務は担保されているだろうという話を今しただけだと思ひますが、事業計画といったものに関しての国の関与はいかがなんでしょうか。それと、認可はされたわけですが、あとと監査などにはお入りになる予定になっているんでしょうか。

○属政府参考人 先ほどちょっと申し上げましたけれども、予算及び事業計画については現在も認可制をとつておりますけれども、これは維持されます。

監査については、国家公安委員会あるいは警察庁がいろいろな面で指導監督をしますので、予算のチェックとかあるいはその業務に何か問題があるといったようなときには、必要に応じて指導監督を行うようになると思ひます。

○北川委員 では、監査はなしということではなくて、必要に応じてはやるんだということと理解してよろしいでしょうか。

○属政府参考人 監査につきましては、民間法人化された認可法人の財務及び会計に関しまして、特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準というものが定められておりますけれども、その中で、「収支決算額がおおむね五十億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。」ということ、いわゆる専門的な立場からの外部監査、そういうのをやるように指導することになっております。

○北川委員 そうしましたら、次の質問なんですけれども、事故証明書にかかわる不服申し立てについてお伺いしたいと思ひますけれども、利用者から事故証明書にかかわる苦情があると思ひますが、どのような苦情があるのか、教えていただけますでしょうか。

○属政府参考人 これまでのところ、センターの発行した交通事故証明書に関して訴訟等が提起されたということはありません。

なお、利用者からセンターに対して交通事故証明書に係る苦情、要望等はあるというふうに関いておられますけれども、件数については具体的に把握しておりません。例えばどんな例があるかというところでちょっと聞いてみましたら、証明書の中の人事事項の記載に誤りがあったとか、証明書の中の人の欄に区分があるんですけども、その区分の記載が、自分がこういう欄に書かれていたのはおかしいんじゃないか、そういったような指摘があったそうです。

○北川委員 単なる記入ミスでの苦情があったというのですか、お伺いしたときに、苦情とか要望の件数は把握していないということで、今もそのお答えになったんですけれども、苦情とか要望の件数を把握していないということは、少ないからしていないのか、記録に残すという性格をとっていないから把握していないのか、どちらなんですか。

○属政府参考人 そこまで具体的に私ちよつと把握しておりませんが、業務の性格からいって、非常に問題があるから苦情があるというよりも、比較的単純なミスですね、そういったもので間違つて御迷惑をかけたというようなケースはあるんじゃないかというふうに思います。

○北川委員 単純なミスなので、すぐ直しますよぐらいの形でおさまるだろうということなんだろうと思うんですけれども、やはり苦情とか要望というのが大きいく会社を育てるというふうにもなりますので、その点などは、今後民間にされるタイミングも、ひとつ、消費者苦情といいますか、そういう窓口をつくつていただくことを要望しておきたいと思うんです。

今、記入ミスというふうに言われたんですが、これはかなりの個人情報、センシティブな個人情報なんです、システムのんです、全国民の中の交通履歴、無事故の証明もされるそうなんです、事故証明がどこかの場所のどこかのホストコンピュータにすべて、統一番号といいますか付

番がされておさめられているというシステムになつていられるでしょうか。それとも、皆さんの箇所がありましたよね、何力所かという、その箇所ごとに、センターごとに記載をされているのか、その辺のセキュリティ、安全性についてお伺いしたいんですけれども、今のところ仕組みが一体どうなっているのか、教えていただけますでしょうか。

○属政府参考人 これは、各県単位に事務所があります。その各都道府県事務所にそれぞれサーバーを置いておまして、そこで基本的にデータを管理運用している、当然のことながら、各都道府県事務所のサーバーは相互に結び合つてい

て、中央研修所でいろいろ教える、そういつたいろいろな形で対応しております。

○北川委員 出向元の方も警察関係の方ということなんですけれども、個人情報漏れていく、特に電子情報管理をされている中で漏れていくといった点において、皆さんのところでは、お伺いすると、情報システム安全対策指針というものが今は使われており、これにのつとてやるというふうにお話をいただいたんですけども、五章に個人情報保護というものが掲げられております。ここには、適正な収集とか、目的外には使つてはいけないということ、個人情報の収集は、適正に、必要な範囲内で正確かつ最新の状態で保つこととか、原則公開、それと、収集の目的の範囲内で行うこと、そして、自己情報の開示は、本人から自己の個人情報の開示を求められたときは、原則として、これに応じることということで、こういう指針にのつとてやつていらっしゃるのとつ

○北川委員 ということは、これは八ブロックあるんです、本部を除いて八ブロックになつてい

るんです、民間になつた場合、この情報システム安全対策指針というものの有効性なんです、どういふふうになつていくんでしょうか。

○属政府参考人 事務所は四十七都道府県、各県に一所ずつありますが、北海道については方面ごとでありますので、全部で五十一事務所があります。その事務所がそれぞれ都道府県警察のいろいろなデータをフロッピーやらでもらつて、それをまた活用して証明書の発行業務をするということになつておりますので、それぞれの都道府県事務所がサーバーを持つてデータを管理しているという状況です。

○属政府参考人 情報の管理をきちんとして、センターストックの人は外部との接続をしていないクロードネットワークになつておりますし、また、アクセスにつきましても、指紋認証システムを導入するなど、アクセスする資格のない者のアクセスを防ぐといったようなことをやっております。

○北川委員 それで、本部と中央研修所というの出向組の方があると言われていたんですけれども、この出向元はどの職場からの出向でいらつ

また、今御指摘がありましたように、センターストックの保有する個人情報のセキュリティにつきましては、これは警察から情報を提供していることとありまして、国家公安委員会の告示であります情報システム安全対策指針に準拠したセキュリティ対策を講じておりますし、今後ともこれは同じような形でやつていきたいというふうに思つております。

○属政府参考人 出向については、各県警から出向していただいている方、あるいは民間の会社から、専門的な教習上の立場から出向してもらつ

て、今、同じような形でやるというふうにも御発言いただいたんですけども、従来警察庁は、証明書の発給について、交通事故証

明や経歴証明等の内容は、だれが、いつ、どういう違反をした等の情報が載つているものなので、守秘義務や刑法上の公務員並みの厳しい規制が当センターには課せられており、民間機関がこう

いった個人情報扱うのは難しいのではないかと考えるというふうに関答弁されていて、民間委託には個人情報の点からも消極的だったというふう

○谷垣国務大臣 今御議論いただいておりますように、当センターを民間法人化するわけですが、センターが今後扱う業務は二種類あると思うん

す。一つは、安全運転研修業務というふうな、法人の自主的な発想で、民間的な手法も取り入れて

やつてもらつていい部分というのが一つあるわけです。それから、今御議論の通知とか証明業務のよに、これはセンターに限定してやる必要がある、そういう行政代行的業務もあるわけですね。

ちよつとおどろおどろしく申し上げれば、こういう通知、交通事故証明業務は、警察が犯罪捜査とつた、まさに公権力の行使の過程で得た情報を取り扱うという業務の特性がありますから、こうした情報を余り複数の民間事業者に取り扱わせるということは、場合によっては不都合が出てくるかもしれない、こういうことだろうと思ひます。

ですから、こういう業務についてはこのセンターに限つて実施させるということで、そして、この役職員には秘密保持義務を課して、みなし公務員とするという仕組みをとつておりますので、そういうみなし公務員というふうな形で国も関与するということで、個人情報保護の重要性に配慮した運営を行つていく、これをしっかりとやっていかなきゃならないし、仕組みの上でも、今申し上げたような形でできているということでありま

それから、これは国家公安委員会がこのセンターを今度いけば監督する責任があるわけですけども、そういう個人情報扱いの特殊性と申しますか、重要性にかんがみて、その点に意を用いて国家公安委員会としても指導していくといいたすか、見ていきたい、こういうふうにも思っております。

○北川委員 時代は、民間移管に消極的な発言をされたとき以上に、個人情報保護のことに関しましては、市民は急速に目覚めているというか、関与したいという思いも強くなっているというの、きょうの個人情報保護の審議の過程でも明らかになったと思います。

今公安委員長が御発言になった点を具体的に盛り込む、そういう、明文化されたものとしてきつことを期待して、私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐々木委員長 これより討論に入るのでありますが、理事会の協議により、討論は御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより採決に入ります。

内閣提出、自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐々木委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、渡辺博道君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。渡辺博道君。

○渡辺(博)委員 ただいま議題になりました附帯決議案について、自由民主党、民主党・無所属ク

ラブ、公明党、自由党及び保守新党の各会派を代表いたしました、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 自動車安全運転センターの財政の自立性の確保、業務運営の適正化等を図る観点から、自動車安全運転センターが行う研修業務において、収支の改善に努めつつ、更なる業務の効率の実施を進めるよう指導監督すること。

二 自動車安全運転センターが行う交通事故証明等の業務において、客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施すること。外部評価の内容を国民に分かりやすい形で情報提供するよう指導監督すること。

三 自動車安全運転センターが行う調査研究業務において、研究課題の設定、実施体制の決定及び研究期間終了後の研究成果について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させるとともに、研究成果及び外部評価の内容を国民に分かりやすい形で情報提供するよう指導監督すること。

四 自動車安全運転センターに対し、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、役員等の定数、選任方法、任期、所管官庁出身者の割合及び報酬等について、適切に指導監督すること。

五 自動車安全運転センターの民間法人化に当たっては、職員の雇用安定及び良好な労働関係の維持に努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。谷垣国務大臣。

○谷垣国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重して努力してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十四分散会

平成十五年五月七日印刷

平成十五年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A